

## 第2期

# 善通寺市子ども・子育て支援事業計画（案）

（令和2年度～令和6年度）

令和2年1月

善通寺市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	3
1 人口の推移等.....	3
2 子育てに関するアンケート調査結果の概要.....	11
3 これまでの子育て支援の主な取組.....	19
第3章 計画の基本理念及び施策の展開.....	21
1 基本理念.....	21
2 基本的な視点.....	22
3 基本的方向性.....	23
4 施策の展開.....	24
第4章 子ども・子育て支援の総合的な展開.....	25
1 安心して子どもを産める環境づくり.....	25
2 健やかな子どもの成長支援.....	27
3 子ども・子育て環境の整備.....	30
4 子育て家庭の社会的孤立の解消.....	30
5 子育てにかかる経済的負担の軽減.....	31
6 子どもの安全の確保や子育てに関する理解の促進.....	34
7 心の通った子どもの育成.....	36
8 次代の親の育成.....	37
第5章 子ども・子育て環境の整備.....	38
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	38
2 教育・保育提供区域の設定.....	40
3 各年度における教育・保育等の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等.....	41
4 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制等.....	57
5 外国につながる幼児への支援・配慮.....	57
6 幼児教育・保育等の質の確保及び向上.....	58
第6章 推進体制.....	59
1 計画の推進に向けて.....	59
2 計画の進捗管理・評価等.....	59
3 家庭、地域、事業者の役割.....	60
参考資料.....	62
1 策定経過.....	62
2 善通寺市子ども・子育て支援会議条例.....	62
3 善通寺市子ども・子育て支援会議委員名簿.....	62

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨と背景

子どもは社会の宝、未来への希望であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年度から、「善通寺市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子どもを生める環境づくりや、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援サービス、経済的支援、子育て環境の充実等に努めてきました。

また、国では平成24年の子ども・子育て関連3法の制定により、新たな子育て支援の仕組みとなる子ども・子育て支援新制度が平成27年度から導入され、本市を含め、全国の市区町村は、第1期の子ども・子育て支援事業計画（以降「第1期計画」と言います。）を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

そしてこのたび、第1期計画の改定時期を迎えたことから、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境をさらに整備していくことを目的に、前述の国の動向や方向性を踏まえつつ、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とした、「第2期善通寺市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」（以降「本計画」と言います。）を策定します。

「子ども・子育て関連3法」とは・・・

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をまとめて、このように言います。

---

## 2 計画の法的根拠と位置付け

---

子ども・子育て支援法第61条の市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条の市町村行動計画として位置付けられ、市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

また、本計画は、市の総合計画や地域福祉計画ほか、上位・関連計画との整合を図り、母子保健法に基づく「母子保健計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」も包含して策定します。

---

## 3 計画の期間

---

本計画の期間は、令和2年度から6年度までの5か年とします。

計画期間中には、必要に応じて見直しを図るほか、最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と改定を行います。

### ■計画の期間

平成27年度	28	29	30	31	令和2年度	3	4	5	6
第1期計画									
		中間見直し		改定	本計画（第2期）				
							中間見直し		改定

---

## 4 策定体制

---

本計画は、有識者、教育・保育の関係者、保護者等で組織する善通寺市子ども・子育て支援会議の意見を踏まえて策定します。

また、平成30年度の子育て支援に関するアンケート調査の結果に基づく市民のニーズ等を踏まえるとともに、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を募り、本計画の策定に活用します。

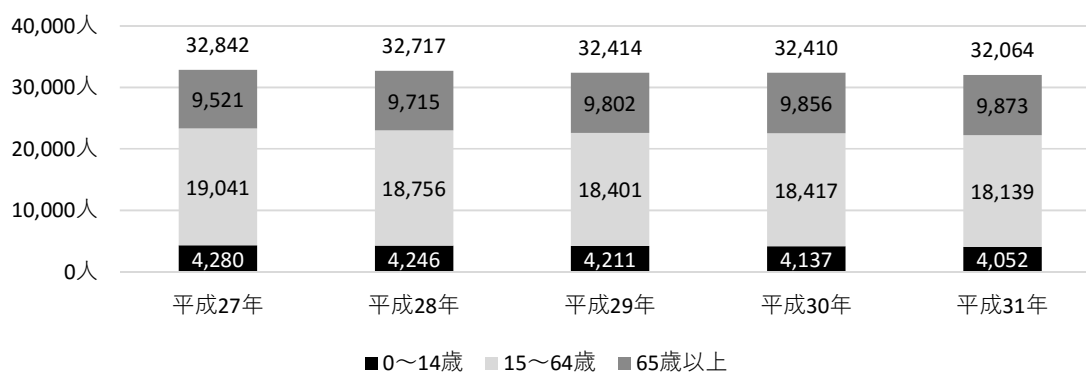
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口の推移等

#### (1) 年齢3区分別人口

平成27年から平成31年までの総人口の推移を見ると、緩やかに減少している傾向となっています。年齢3区分別では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、いずれも年々減少傾向となっている一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加している傾向となっています。

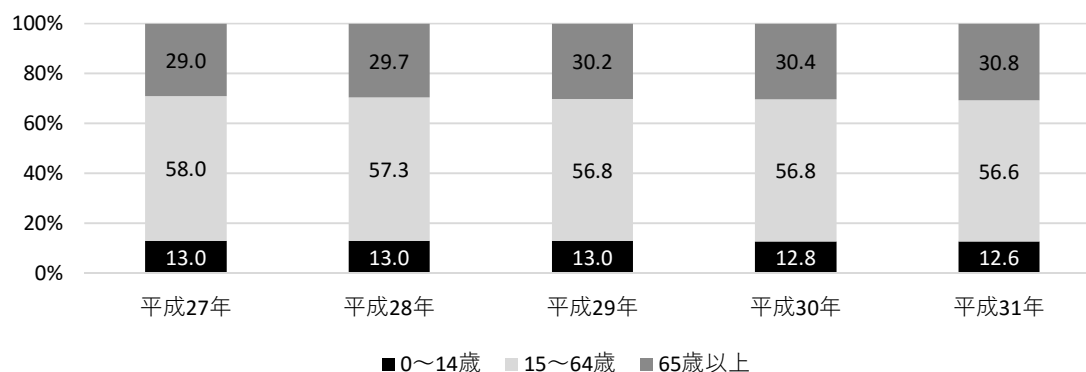
##### ■ 年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳人口（4月1日時点）

年齢3区分別人口の割合を見ると、0～14歳の年少人口の割合は、平成27年から平成31年までに0.4ポイント減少しています。

##### ■ 年齢3区分別人口の割合の推移



出典：住民基本台帳人口（4月1日時点）

## (2) 第1期計画策定時の推計人口と実績人口の差

平成27年から平成31年までの人口推移と第1期計画の人口推計の差を見ると、0～2歳人口は実績が上回る年もあれば、下回る年もある状況で3～5歳人口は実績が下回る状況で推移しています。

### ■ 第1期計画策定時の推計人口と実績人口の差

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～2歳	①推計	837	836	833	826	817
	②実績	799	837	868	818	757
	②-①	▲38	1	35	▲8	▲60
3～5歳	①推計	888	889	861	848	848
	②実績	874	876	835	841	837
	②-①	▲14	▲13	▲26	▲7	▲11

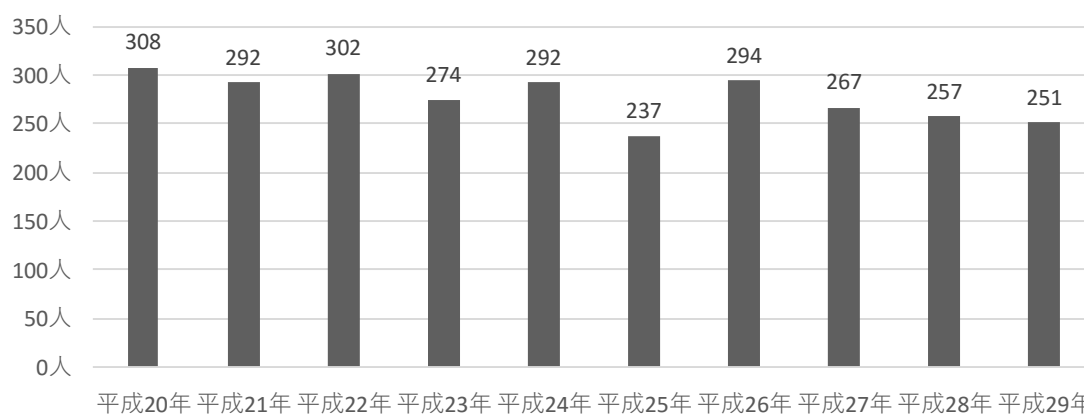
出典：住民基本台帳人口（4月1日時点）

## (3) 出生数の動向

### ① 出生数

出生数の推移をみると、平成20年から平成29年の10か年においては、増減しながら、ゆるやかに減少している傾向となっており、平成29年の出生数は251人となっています。

### ■ 出生数の推移



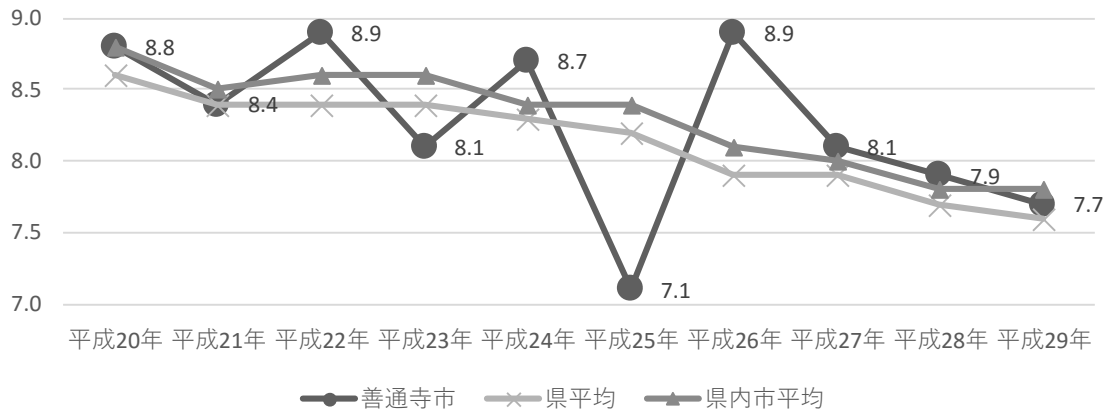
出典：香川の保健統計指標

## ②人口千対出生率

人口千対出生率の推移をみると、平成20年から平成29年の10か年においては、増減しながら、ゆるやかに低下している傾向となっており、平成29年の人口千対出生率は7.7となっています。

平成29年の人口千対出生率は、県平均の7.6、県内市平均の7.8と大きな差はない水準となっています。

### ■人口千対出生率の推移



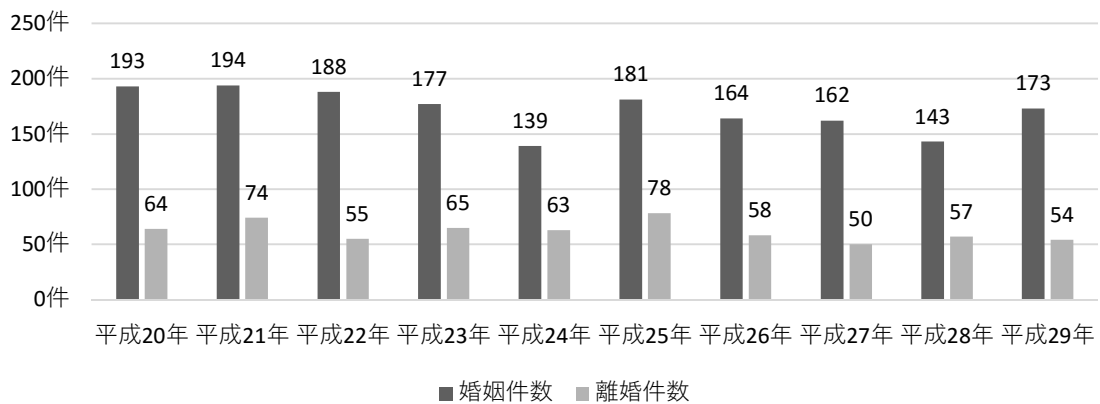
出典：香川の保健統計指標

## (4) 婚姻等の動向

### ①婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚の状況を見ると、平成20年から平成29年の10か年においては、増減しながら、婚姻件数、離婚件数のいずれも減少傾向で推移しています。

### ■婚姻数・離婚数の推移

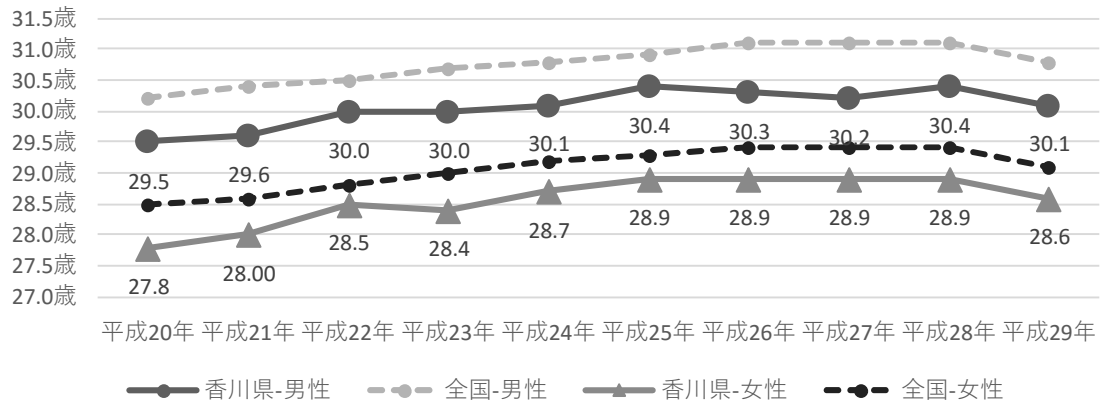


出典：人口動態調査

## ②平均初婚年齢の状況

平均初婚年齢の推移をみると、全国、香川県ともに、平成20年から平成29年にかけて、緩やかな上昇傾向となっており、晩婚化の進行がうかがえます。

### ■平均初婚年齢の推移



出典：人口動態調査

## (5) 晩産化・少子化の動向

### ①母親の年齢階級別出生数の状況

本市の母親の年齢階級別出生数において、平成18年と平成27年以降の割合を比べると、20歳の割合が低下し、35歳以上の割合が上昇しており、晩産化の傾向となっています。

### ■母親の年齢階級別出生数の推移

区分	平成18年		平成24年		平成27年		平成28年		平成29年	
15～19歳	7	2.2%	8	2.7%	9	3.4%	6	2.3%	9	3.6%
20～24歳	55	17.2%	34	11.6%	34	12.7%	33	12.8%	30	12.0%
25～29歳	107	33.4%	101	34.6%	64	24.0%	73	28.4%	69	27.5%
30～34歳	104	32.5%	92	31.5%	92	34.5%	92	35.8%	87	34.7%
35～39歳	42	13.1%	45	15.4%	60	22.5%	43	16.7%	46	18.3%
40～44歳	4	1.3%	12	4.1%	8	3.0%	10	3.9%	9	3.6%
45～49歳	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
合計	320	100.0%	292	100.0%	267	100.0%	257	100.0%	251	100.0%

出典：人口動態調査

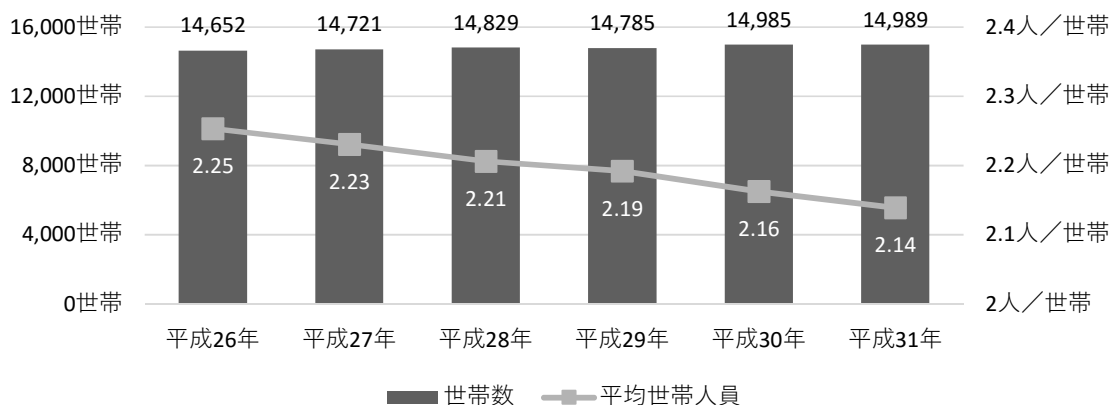


## (6) 世帯の状況

### ①世帯数と平均世帯人員の推移

世帯数と平均世帯人員の推移を見ると、平成26年から平成31年にかけて、世帯数は増加傾向である一方、総人口の減少に伴い、平均世帯人員は年々減少している傾向となっています。

#### ■世帯数と平均世帯人員の推移



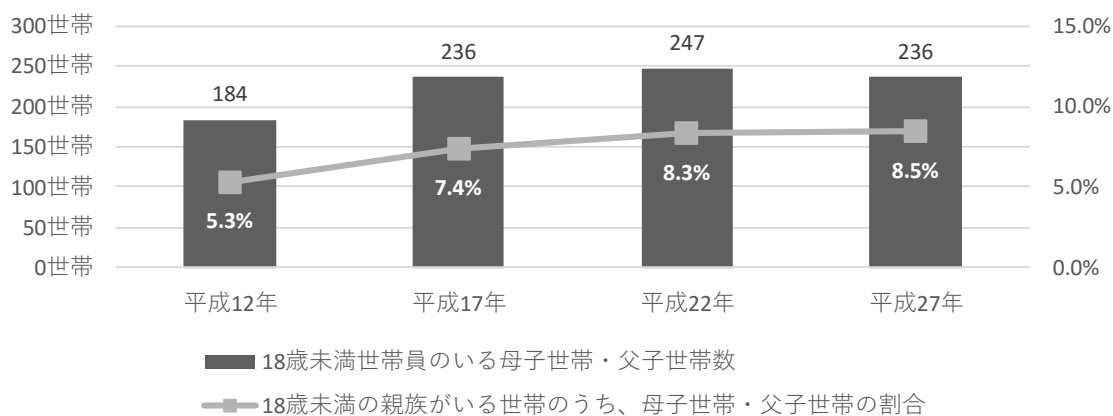
出典：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

### ②ひとり親世帯の状況

18歳未満世帯員のいる母子世帯・父子世帯数を見ると、平成22年までの増加傾向から、平成27年は減少に転じています。

また、18歳未満の親族がいる世帯のうち、母子世帯・父子世帯の割合は、上昇傾向が続いています。

#### ■ひとり親世帯の推移

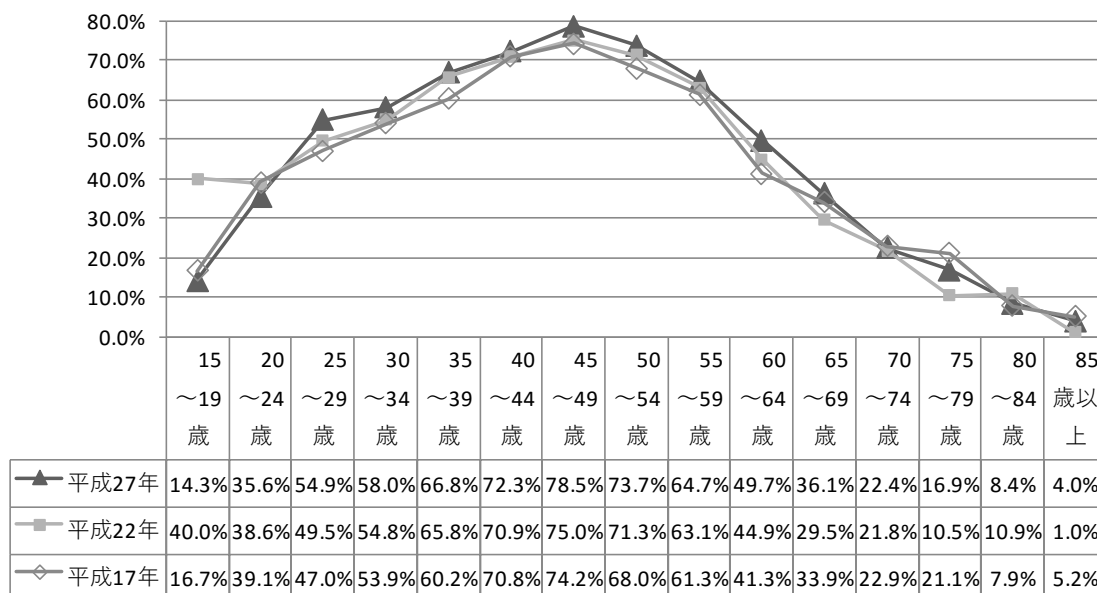


出典：国勢調査（各年10月1日時点）

## (7) 女性の就業状況

有配偶女性の就業率は、25～29歳から60～64歳のいずれの年齢階級も平成17年から平成27年にかけて上昇傾向となっています。

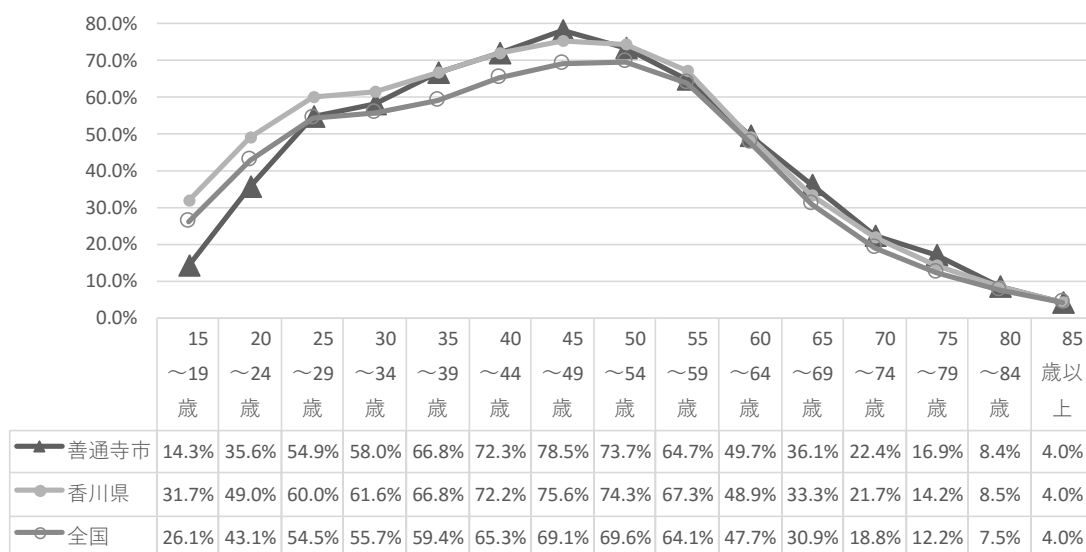
### ■有配偶女性の就業率の推移



出典：国勢調査（各年10月1日時点）

本市の有配偶女性の就業率は、平成27年は25～44歳で64.9%となっており、県平均の66.8%は下回っているものの、全国平均の60.1%と比べると高い水準となっています。

### ■有配偶女性の就業率の比較



出典：国勢調査（平成27年10月1日時点）

## (8) 地域における幼稚園や保育所等の状況

幼稚園や保育所等の状況を見ると、幼稚園は公立幼稚園 8 か所（中央幼稚園、東部幼稚園、西部幼稚園、南部幼稚園、竜川幼稚園、与北幼稚園、筆岡幼稚園、吉原幼稚園）、私立幼稚園 1 か所（善通寺聖母幼稚園）で実施しており、幼稚園等利用者数は、平成 30 年度実績は 656 人となっており、平成 27 年度比で 27 人の減少となっています。

保育所等は、公立保育所 2 か所（善通寺保育所、竜川保育所）、私立保育所 4 か所（吉原保育所、カナン子育てプラザ 21、南部保育所、のぞみ保育園）、地域型保育事業所 1 か所（ポエム保育園）、企業主導型保育事業所 1 か所（わくわくチャイルド）で実施しており、保育所等利用者数は、平成 30 年度実績は 583 人となっており、平成 27 年度比で 21 人の増加となっています。

### ■ 幼稚園や保育所等の利用者数の推移

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園等利用者	1号認定 (3歳以上)	279	282	254	268
	2号認定 (3歳以上)	404	408	367	388
	計	683	690	621	656
保育所等利用者	3号認定 (0歳)	88	88	79	76
	3号認定 (1・2歳)	301	306	345	339
	2号認定 (3歳以上)	173	176	175	168
	計	562	570	599	583

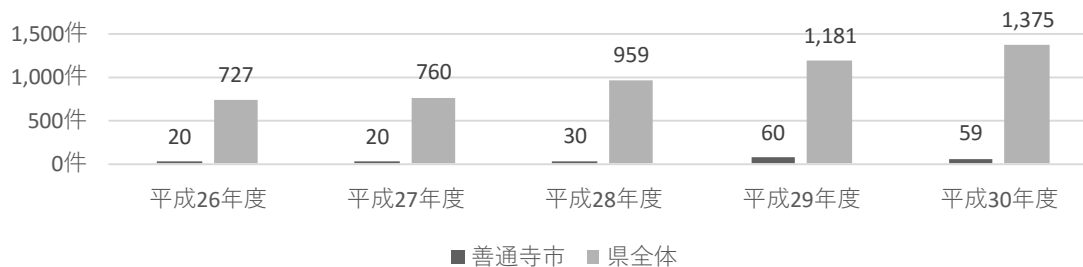
出典：善通寺市子ども・子育て支援会議資料

※幼稚園等利用者の実績には、確認を受けない幼稚園の利用者が含まれている

## (9) 児童虐待に関する相談の状況

平成 30 年度の児童虐待に関する相談対応件数は、香川県全体では 1,375 件で増加傾向となっており、本市については 59 件で、県全体の 4.3%となっています。

### ■ 児童虐待に関する相談対応件数の推移



出典：香川県「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

出典：香川県子ども女性相談センター、香川県西部子ども相談センター「業務概要」

香川県全体の平成 30 年度の児童虐待に関する相談対応件数のうち、年齢区分では「小学生」が 37.4%、種類では「心理的虐待」が 57.4%と、それぞれ最も高くなっています。

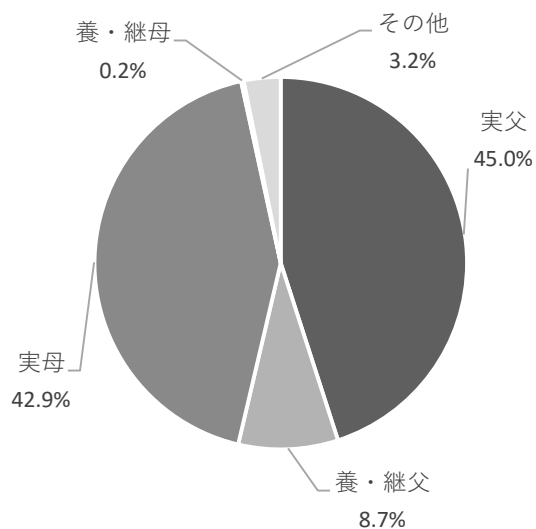
■平成 30 年度児童虐待に関する年齢区分及び種類の内訳

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
3 歳未満	34	1	188	35	258 (18.8%)
3～学齢前	63	2	210	57	332 (24.1%)
小学生	159	9	279	67	514 (37.4%)
中学生	65	5	71	37	178 (12.9%)
高校生・その他	34	2	41	16	93 (6.8%)
合計	355 (25.8%)	19 (1.4%)	789 (57.4%)	212 (15.4%)	1,375 (100.0%)

出典：香川県「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

香川県全体の平成 30 年度の児童虐待に関する相談対応件数のうち、主たる虐待者は「実父」が 45.0%、「実母」が 42.9%となっています。

■平成 30 年度児童虐待に関する主たる虐待者の内訳



出典：香川県「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

## 2 子育てに関するアンケート調査結果の概要

### (1) 調査概要

調査の種類と対象者	実施方法
①就学前児童調査	
就学前児童（0～6歳）の保護者	保育所・幼稚園を通じて配布・回収 （未就園児は郵送配布・郵送回収）
②小学生児童調査	
小学生児童（1～6年生）の保護者	小学校を通じて配布・回収 （一部、郵送配布・郵送回収）

【調査期間】平成 30 年 12 月 6 日～平成 31 年 1 月 16 日

【調査対象地区】市内全域

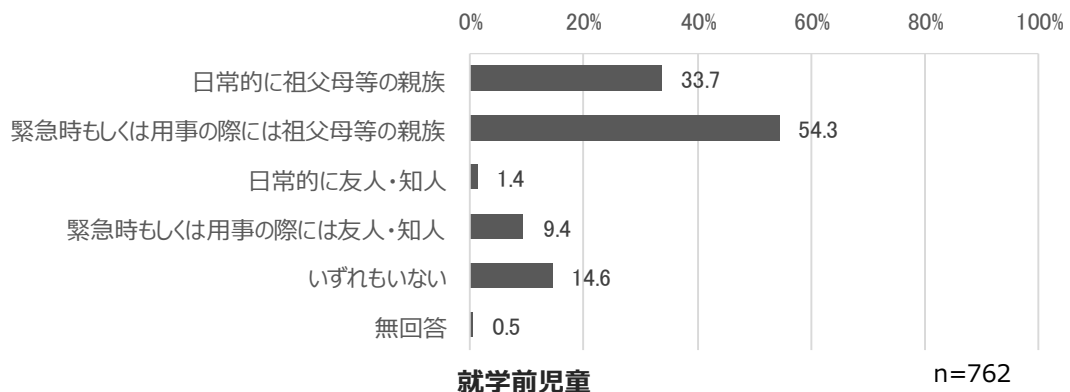
【配布と回収状況】

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	1,000	765	3	762	76.2%
②小学生児童調査	1,000	798	5	793	79.3%
総計	2,000	1,563	8	1,555	77.7%

### (2) 結果概要

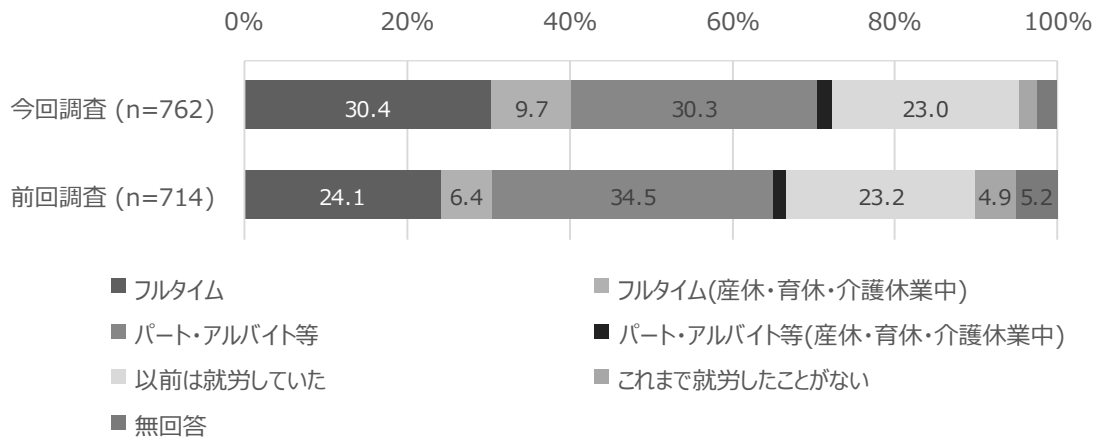
日頃、子どもをみてもらっている親族・知人の有無 ～「いずれもない」が 14.6%～

- 「いずれもない」が 14.6%となっています。



**母親の現在の就労状況 ～フルタイム就労が増加～**

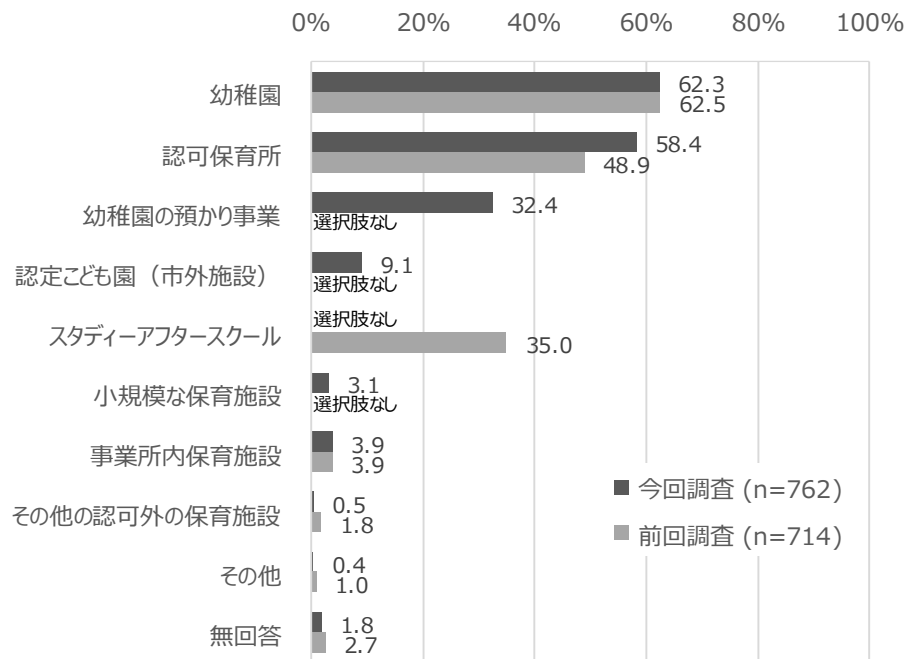
- 「フルタイム」が30.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」(30.3%)、「以前は就労していた」(23.0%)、「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」(9.7%)と続いています。今回調査と前回調査を比較すると、「フルタイム」は今回調査の方が6.3ポイント高くなっています。



**就学前児童**

**平日・定期的な教育・保育の事業の利用意向 ～認可保育所の希望が増加～**

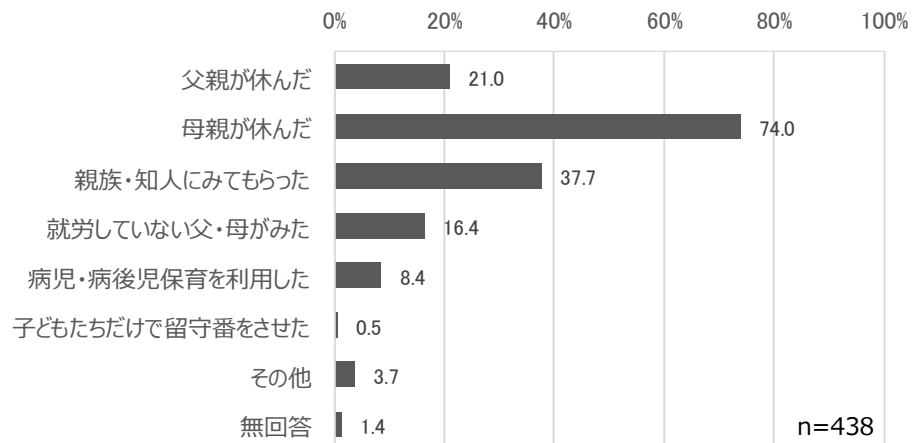
- 「幼稚園」が62.3%と最も高く、次いで「認可保育所」(58.4%)、「幼稚園の預かり事業」(32.4%)、「認定こども園(市外施設)」(9.1%)と続いています。



**就学前児童**

**お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法  
～「母親が休んだ」が70%以上、「父親が休んだ」は約20%～**

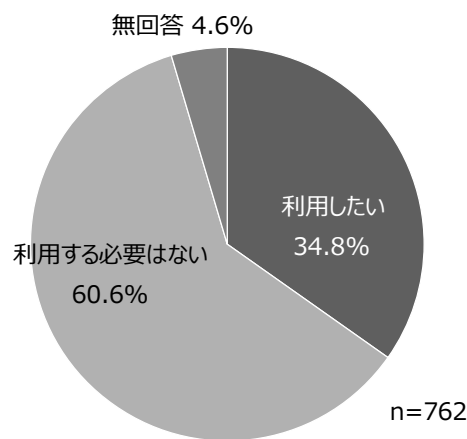
- 就学前児童では、「母親が休んだ」が74.0%と最も高く、次いで「親族・知人にみてもらった」(37.7%)、「父親が休んだ」(21.0%)と続いています。



就学前児童

**不定期的な教育・保育事業（一時預かり事業等）の利用意向 ～「利用したい」が34.8%～**

- 「利用する必要はない」が60.6%、「利用したい」が34.8%となっています。

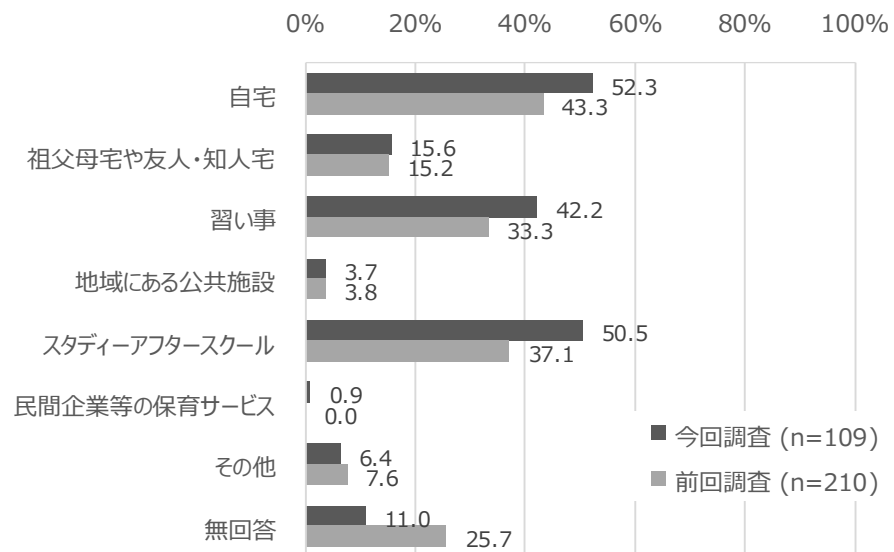


就学前児童

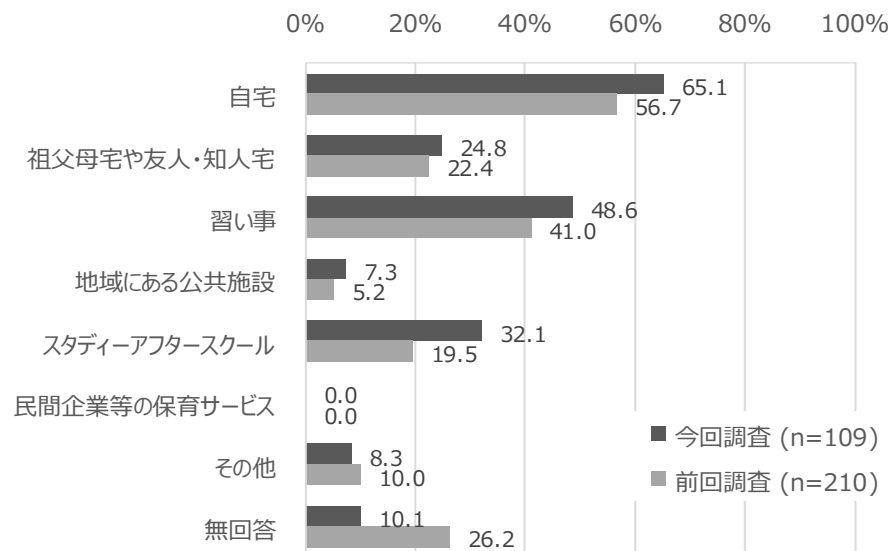
## 就学前児童（5歳以上）における小学校就学後の放課後の過ごし方の意向

### ～「スタディーアフタースクール」の利用希望が増加～

- 小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」が52.3%と最も高く、次いで「スタディーアフタースクール」(50.5%)、「習い事」(42.2%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(15.6%)と続いています。
- 小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が65.1%と最も高く、次いで「習い事」(48.6%)、「スタディーアフタースクール」(32.1%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(24.8%)と続いています。



小学校低学年（1～3年生）

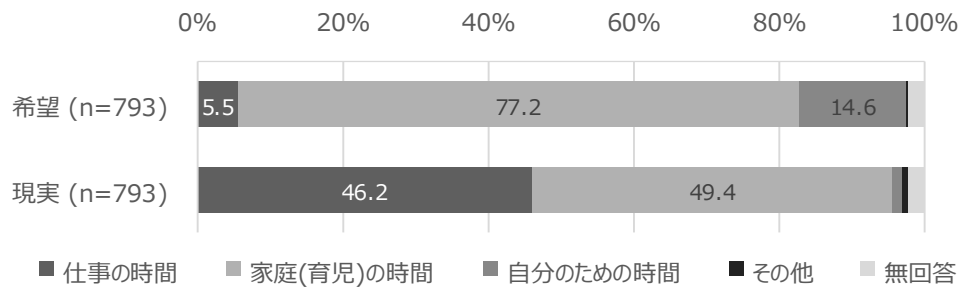


小学校高学年（4～6年生）



**生活の中で、「仕事の時間」と「家庭（育児）の時間」「自分のための時間」のうち最も優先するもの  
～希望と現実に大きなギャップ～**

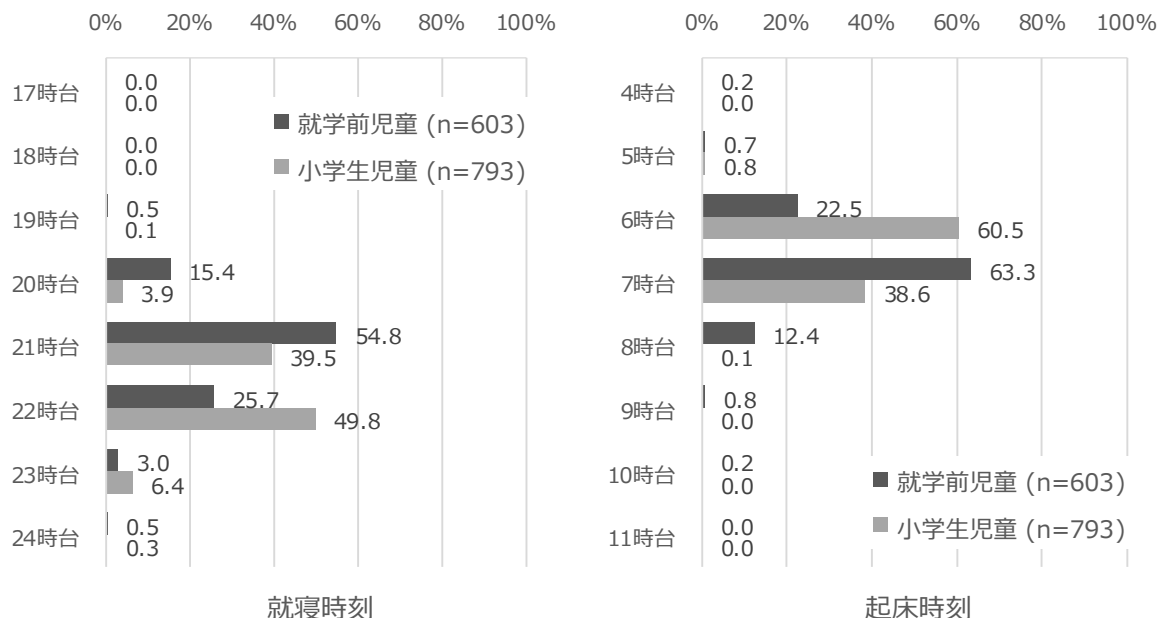
- 希望は「家庭（育児）の時間」が77.2%と最も高く、次いで「自分のための時間」（14.6%）、「仕事の時間」（5.5%）と続いています。
- 現実には「家庭（育児）の時間」が49.4%、「仕事の時間」が46.2%となっています。



**小学生児童**

**就寝と起床の時刻 ～小学生児童の就寝時刻は「22 時台」がピーク～**

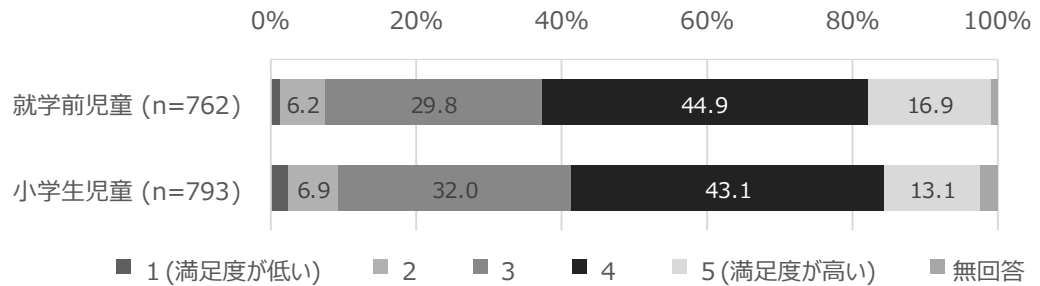
- 就学前児童の就寝時刻は「21 時台」が54.8%と最も高く、次いで「22 時台」（25.7%）、「20 時台」（15.4%）と続いています。起床時刻は「7 時台」が63.3%、「6 時台」が22.5%となっています。
- 小学生児童の就寝時刻は「22 時台」が49.8%、「21 時台」が39.5%となっています。起床時刻は「6 時台」が60.5%、「7 時台」が38.6%となっています。



## 善通寺市における子育てへの環境や支援への満足度

### ～肯定的な評価（「4」又は「5」）の割合が比較的高い～

- 就学前児童では、否定的な評価（「1」又は「2」）は7.5%、肯定的な評価（「4」又は「5」）は61.8%となっています。
- 小学生児童では、否定的な評価（「1」又は「2」）は9.3%、肯定的な評価（「4」又は「5」）は56.2%となっています。

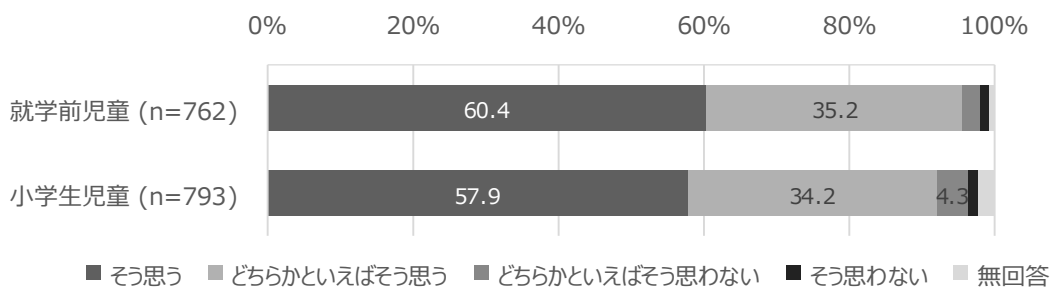


### 就学前児童・小学生児童

## 子育てに関する今後の居留意向（今後も善通寺市で子育てをしていきたいですか）

### ～肯定的な評価（「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」）の割合が高い～

- 就学前児童では、肯定的な評価（「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」）は95.6%、否定的な評価（「どちらかといえばそう思わない」又は「そう思わない」）は2.0%となっています。
- 小学生児童では、肯定的な評価（「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」）は92.1%、否定的な評価（「どちらかといえばそう思わない」又は「そう思わない」）は3.7%となっています。



### 就学前児童・小学生児童

**善通寺市における各分野の満足度 ～小児医療体制などへの満足度が比較的高く、公園などの遊び場や受動喫煙対策などで不満の割合が比較的高い～**

- 「はい、そう思う」は、⑫小児医療体制に満足（45.7%）、⑪乳幼児健診の体制に満足（41.5%）⑤妊婦健康診査の実施体制が充実（39.0%）などが高くなっています。「あまりそうは思わない」や「いいえ、そうは思わない」は、⑲公園などの遊び場が充実している、⑳犯罪被害にあう事が少ない安全なまち、⑥妊娠中の受動禁煙への環境整備が十分などが高くなっています。

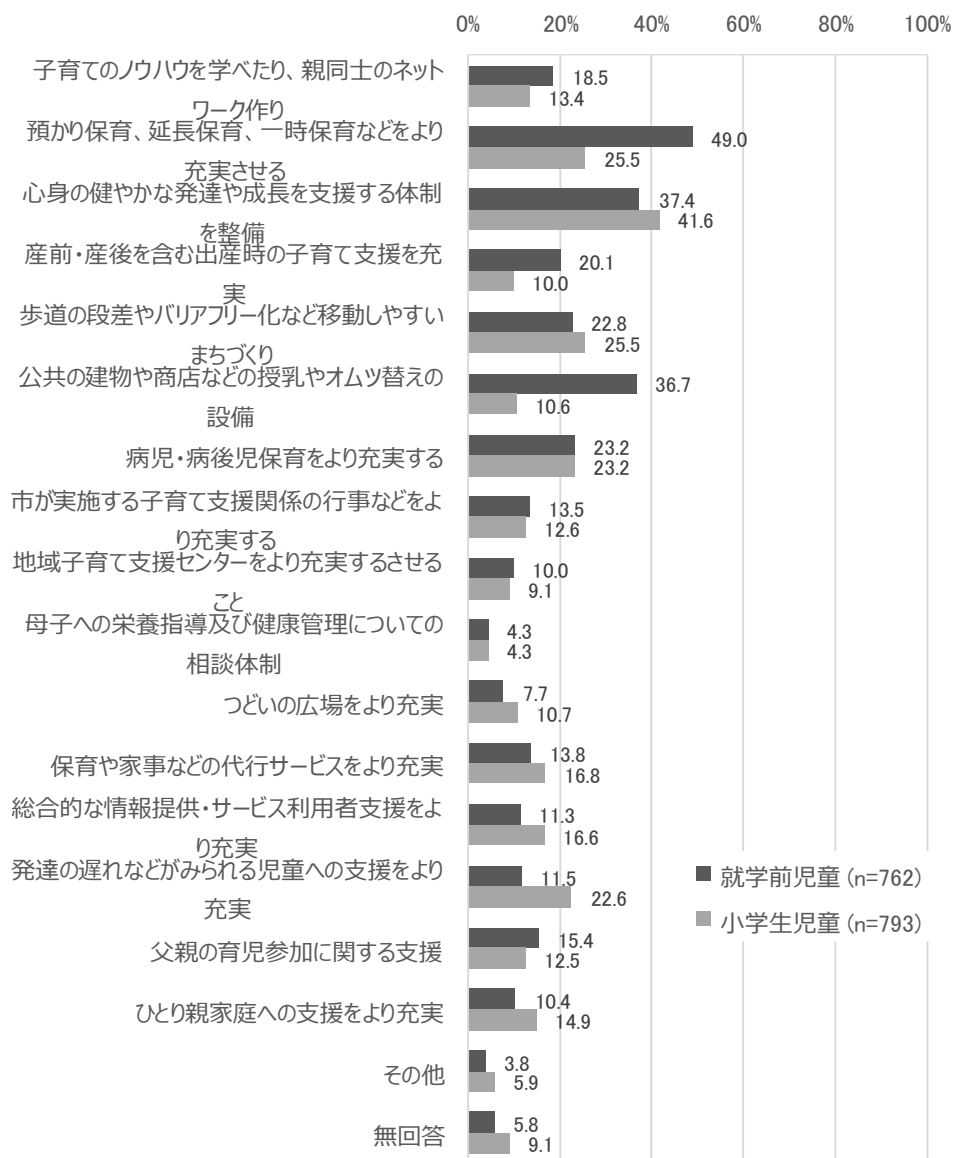


就学前児童

n=762

善通寺市において、今後さらに力を入れて充実してほしいと思うこと ～就学前、小学生ともに、保育サービスの多様化と発達や成長への支援が上位～

- 就学前児童では、「預かり保育、延長保育、一時保育などをより充実させる」が49.0%で最も高く、次いで「心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備」(37.4%)、「公共の建物や商店などの授乳やオムツ替えの設備」(36.7%)と続いています。
- 小学生児童では、「心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備」が41.6%で最も高く、「預かり保育、延長保育、一時保育などをより充実させる」と「歩道の段差やバリアフリー化など移動しやすいまちづくり」が同率で25.5%と続いています。



就学前児童・小学生児童

---

## 3 これまでの子育て支援の主な取組

---

### (1) サービスの充実

★子育て支援情報の提供：

「子育てほっとCOMぜんつうじ（善通寺市子育て支援情報ネットワーク事業）」や「ぜんつうじ子育て応援マップ」により、子育て支援サービスについて紹介しています。また、子育て支援コーディネーターの配置などにより、子育て関連の相談・サポートを実施しています。

★電子母子手帳アプリの導入：

電子母子手帳アプリの普及を進めています。画像やグラフで赤ちゃんの成長・発達を記録できるほか、ママや赤ちゃんの月齢等に応じたタイムリーな子育て支援情報を配信しています。

★子育て家庭への支援：

一時的な育児、家事援助のためのホームヘルパーを派遣しています。

★多様な保育サービスの充実：

延長保育 6 か所、病児・病後児保育 2 か所、一時保育 4 か所、休日保育 1 か所を、市内保育所及び医療機関において実施しています。

★子どもの成長・発達支援の充実：

通常は 3 歳児までの健康診査を 5 歳児まで拡大し、実施しています。

★ママと赤ちゃんの健やか支援事業：

相談や家庭訪問など、妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援体制を構築しています。

★妊産婦等移動支援事業：

妊産婦を対象にタクシー利用券（1 万円分）を交付し、買い物や病院受診などの移動支援を行っています。

### (2) 経済的支援

★幼稚園授業料の無償化と保育料の減額：

平成 20 年度より幼稚園の授業料を無償とするほか、平成 23 年度より保育料を一律 4,500 円／月減額しています。

★小・中学生の医療費の無料化：

平成 22 年 10 月より小・中学生の医療費を無料にしています。（保険診療分のみ。）

また、平成 28 年度より県内医療機関については現物支給としています。

★インフルエンザ予防接種の一部助成：

インフルエンザ予防接種の一部助成（1 回 1, 5 0 0 円）を行っています。

★ゆりかご支援事業：

特定不妊治療代に要した医療費の助成を実施しています。平成 30 年度より男性不妊治療も対象としています。

### **(3) 子ども・子育て支援の環境の充実**

★子育て支援拠点（地域子育て支援拠点事業）の充実：

つどいの広場2か所、地域子育て支援センター3か所など子育て支援拠点を充実しています。

★スタディーアフタースクール（放課後児童健全育成事業）：

放課後に異なる年齢の園児及び児童が互いに交流するなかで、自ら学び自らの判断と責任において生きる力を養うための遊びと生活指導の場を与えることによって、その健全な育成を図ることを目的とする事業を学区ごとに実施しています。

★実施体制の充実：

母子保健業務と児童福祉業務が1つの課（子ども課）に集約されており、平成27年4月1日より子育て世代包括支援センターを設置し、情報共有や連携し合える環境づくりにより、総合的に子育て支援を実施しています。

★児童虐待の防止体制の強化：

平成30年4月1日より、子ども家庭総合支援拠点を設置し、情報共有や連携の強化を図っています。令和元年5月30日に丸亀警察署と「児童虐待事案対応の連携強化に関する協定」を締結し、児童虐待事案の未然防止と早期発見・早期対応について、より一層の連携を図ることとしました。

## 第3章 計画の基本理念及び施策の展開

### 1 基本理念

本市の子育てや教育の環境は、豊かな自然を背景として、保育所や幼稚園、学校、また医療や福祉機関、ボランティアやNPO等の各種団体、さらには主任児童委員や健康推進員等において、さまざまな子どもたちの健全育成に関する取組が進められています。

また、小・中学生の医療費の無料化やインフルエンザ予防接種の一部助成など、医療に関する取組や経済的支援の充実を図ってきた結果、平成30年度に実施したアンケート調査では、就学前児童、小学生児童のいずれの保護者においても、各分野の中で「小児医療体制に満足」との意見が最も多く、「乳幼児健診の体制に満足」との意見も比較的多くなっています。

さらに、本市ではホームページを通じた子育て支援に関する情報提供の充実とともに、子育て支援コーディネーターの配置による相談支援の充実、幼稚園に在籍する園児又は小学校に在籍する児童を対象とするスタディーアフタースクール（放課後児童健全育成事業）の実施のほか、児童虐待事案の未然防止と早期発見・早期対応のための取組を進めています。

そして今後も、本市の良さをさらに充実・継続するなかで、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくとともに、子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるなかで、子どもが自らを認め自信を持ち、自分の力で育つことができるよう支援していくことが大切です。

このような本市の状況や支援の考え方を踏まえつつ、本計画は第1期計画の基本理念である『もっと、ずっと 子どもを生み育てたいまち ぜんつうじ』を踏襲し、今後も引き続き、結婚から妊娠・出産期におけるサポート、就学前の子育て支援、就学児の居場所づくりなど、子ども・子育てに関する切れ目のない包括的な支援体制の充実をより一層進めます。

基本理念

もっと、ずっと 子どもを生み育てたいまち ぜんつうじ

---

## 2 基本的な視点

---

- ◆ 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本とする。
- ◆ 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざす。
- ◆ 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる多様な環境の変化を踏まえる。
- ◆ 子ども・子育て支援において、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような親としての成長（親育ち）を支援していく。
- ◆ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意する。
- ◆ 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす。



---

## 3 基本的方向性

---

基本理念や基本的な視点に基づき、第1期計画では“もっと”善通寺市で、“ずっと”善通寺市で、子どもを生き育てていくために、ライフステージごとの基本的な方向性と目標を定めており、本計画についてもこの方向性と目標を踏襲します。

### ステージ1 結婚・妊娠・出産

結婚や出産に関する悩み・不安。これらを希望や安心に変えていけるよう、適切な支援をコーディネートし、子育てにつながる第1歩づくりをめざします。

### ステージ2 子育て

親子の健康へのケア、教育・保育面でのサポート、社会的な孤立、経済的負担、子育てに関する周囲の理解など、子どもが生まれてからのさまざまな問題に対処できるよう、子育て支援、学校、企業、そして地域がともに支え合っている子育て支援社会の構築をめざします。

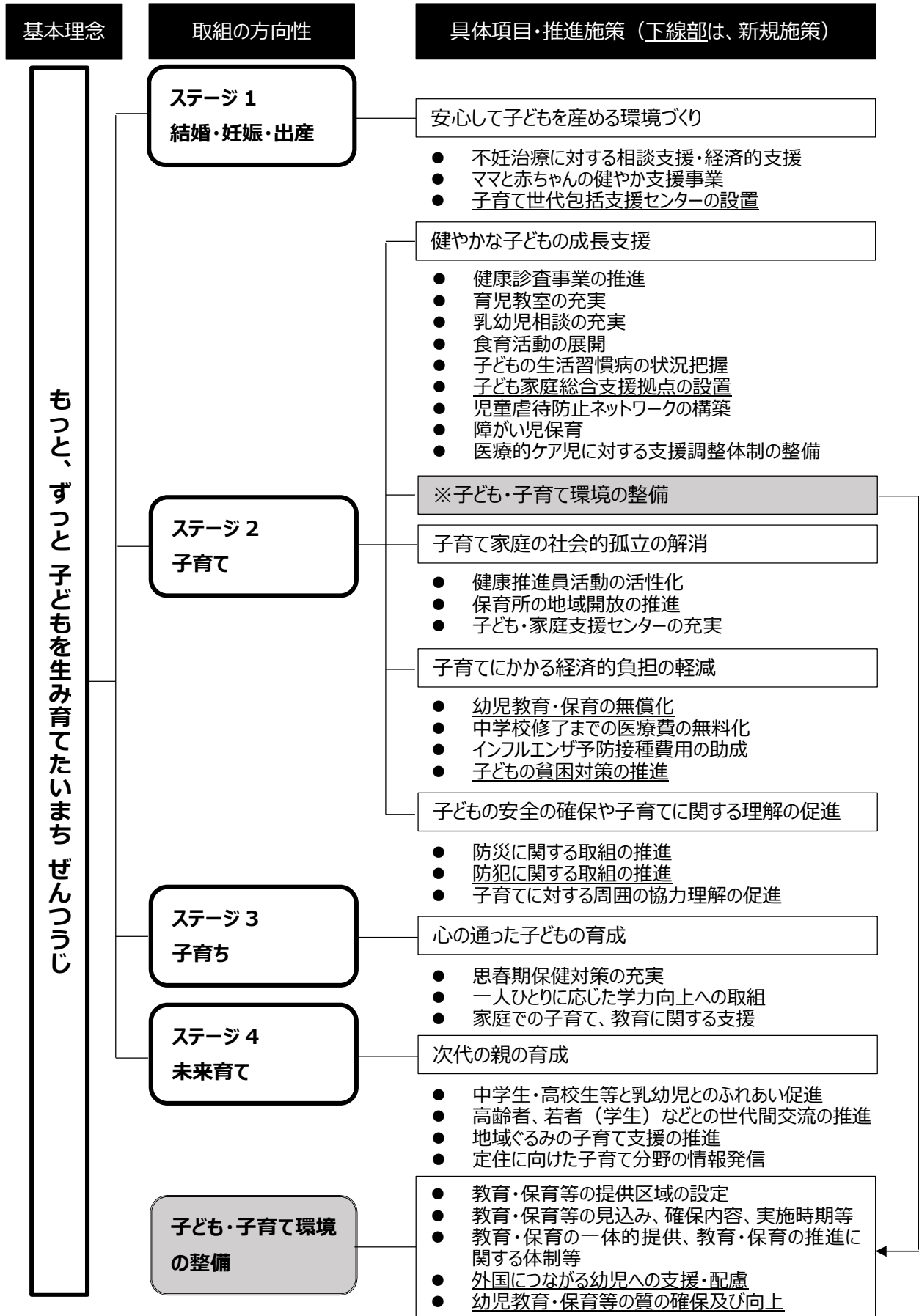
### ステージ3 子育て

心豊かで生きる力を身につけた子どもを育成するよう、家庭や学校での生活、安全の確保等に関する取組を推進し、子どもたちが、このまちに生まれてよかったと感じられる環境づくりをめざします。

### ステージ4 未来育て

善通寺市で生まれ育った子どもたちが、「ずっと住み慣れた地域で、もっと子育てしたい」と感じられるよう、希望ある若者への支援と次世代の親育てをめざします。

## 4 施策の展開



## 第4章 子ども・子育て支援の総合的な展開

### 1 安心して子どもを産める環境づくり

事業等	内容	第2期の方針
① 不妊治療に対する相談支援・経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 香川県不妊・不育症相談センターと連携をとりながら、不妊治療に関する相談支援・情報提供を行っています。</li> <li>● ゆりかご支援事業として、特定不妊治療（男性不妊治療も含む。）の治療費の一部を助成しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 香川県不妊・不育症相談センターと連携を図り、ゆりかご支援事業を継続することで不妊治療に対する経済的支援や情報提供を行い、妊娠・出産等について将来のライフデザインを描けるように支援を行います。</li> </ul>
② ママと赤ちゃんの健やか支援事業 ● 母子保健相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子健康手帳発行、出生届時に面談により、母子の状況を把握し必要な支援につなげます。</li> <li>● 助産師・保健師を中心に、母子を取り巻く地域の子育て支援関係者や医療機関、家庭児童相談員等と連携します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠・出産・育児が安心してできるよう、個別支援のさらなる充実と、きめ細やかな支援体制を整えます。</li> <li>● 妊産婦及び子育て中の家庭の孤立化を防ぐため、ネットワークの構築を目指します。</li> </ul>
● 産前産後サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助産師による妊産婦家庭訪問やマタニティ教室、すくすく教室等での相談等を実施します。</li> <li>● 妊産婦の移動を支援するため、タクシー利用券を交付します。</li> </ul>	
● 産後ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産婦健診を実施し、産後うつや育児困難産婦に対して早期に把握し、支援につなげます。</li> </ul>	
● 電子母子手帳アプリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊産婦、また子育て中の家庭に、タイムリーな保健情報や子育て支援情報を提供するほか、赤ちゃんの記録をデータで残し、健やかな成長・発達を支援します。</li> </ul>	

事業等	内容	第2期の方針
③子育て世代包括支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠・出産から子育てまで、不安や悩みの相談や情報提供、その他支援を包括的に実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コーディネーター等が妊娠を望む人、妊産婦及び乳幼児とその保護者に対して、きめ細かい切れ目ない支援を実施します。</li> <li>● 相談内容が複雑化していることから、プライバシーに配慮した相談環境の充実を図ります。</li> </ul>

## 2 健やかな子どもの成長支援

事業等	内容	第2期の方針
① 健康診査事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4か月、1歳6か月、3歳児健診のほか、5歳児健診を実施しており、小学校就学に向けて子どもの成長発達についての相談や、子どもとの関わりを保護者が振り返る機会にもつなげています。</li> <li>● 各医療機関のほか、四国こどもとおとなの医療センター乳幼児健診センターとも連携し、子どもの育ちを支援しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施内容の見直しを図りながら、今後も支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
② 育児教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 隔月で離乳食講習・ベビーマッサージ等を実施し、子どもとのコミュニケーションを図りつつ、子育てに関する知識の習得や保護者のネットワークづくりにもつなげています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、育児不安解消のため、参加者からのニーズに沿った取組を行います。</li> </ul>
③ 乳幼児相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健師・助産師・管理栄養士・子育て支援コーディネーターなどの専門職を配置し、さまざまな乳幼児の相談に対応しています。</li> <li>● 主任児童委員と協働し、地域での育児サークルを紹介するなど、地域とのつながりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、子ども達が心身ともに健康に育つため、健康増進に向けた取組を行います。</li> </ul>
④ 食育活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所や食生活改善推進員等との連携により、保育所や家庭保育の親子等を対象にした料理教室の開催、おやつの見直しの実施、献立に郷土料理を取り入れるなど、地域から食育を展開しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食育推進者のスキルアップを支援するとともに、実施方法についても検討しながら継続します。</li> <li>● 今後も保育所や関係団体と連携し、子どもの成長や発達に合わせた食育の取組を行い、食文化の継承に向けた食育の推進に努めます。</li> </ul>

事業等	内容	第2期の方針
⑤ 子どもの生活習慣病の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、小さい頃からの肥満の傾向が増えており、市では小学校4年生で血液検査を行い、子どもの生活習慣病予備群の状況把握に努めています。</li> <li>● 中学校2年生でも血液検査を実施し、継続した健康管理に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係課と連携して学校等への啓発活動を今後も継続します。</li> </ul>
⑥ 子ども家庭総合支援拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「子ども・家庭支援センター」を設置し、子ども及び子育て家庭に係る総合的な相談支援、母子保健事業、子ども及びその保護者の交流の場の提供等を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもとその家庭及び妊産婦等に関する実情の把握に努め、必要な情報提供や相談対応とともに、課題解決に向けた包括的な支援を図ります。</li> </ul>
⑦ 児童虐待防止ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 善通寺市要保護児童対策協議会において、個別ケース検討会議を実施するなど、関係機関全体で実態を把握し、共通理解のもと虐待防止に取り組んでいます。</li> <li>● 困難ケースにあたっては、香川県西部子ども相談センター、医療機関、警察等の各関係機関や庁内関係課、地域との連携を図り、適切な処置に取り組んでいます。</li> <li>● 香川県丸亀警察署と「児童虐待事案対応の連携強化に関する協定」を締結し連携強化を図っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要保護児童対策地域協議会を活用し、関連する機関と相互に連携を図りながら適切な支援体制を構築し、児童の安全確保に努めます。</li> <li>● 児童虐待事案の未然防止と早期発見・早期対応について、より一層警察等との連携を図ります。</li> </ul>
⑧ 障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい児の保育については、本人・保護者の希望を尊重しながら、全保育所での受け入れ体制を整えています。</li> <li>● 障害児通所支援事業を実施しており、障がいのある子どものいる家庭へのサービスも行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種健診や相談の結果を踏まえ、親子へのフォローアップを充実し、早期発見や早期療育の体制づくりを行います。</li> </ul>

事業等	内容	第2期の方針
<p>⑨ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療的ケア（たん吸引や経管栄養等）が日常的に必要な児童が必要な支援を円滑に受けることができるよう、関連分野の機関との連絡調整を行うための体制整備が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「善通寺市障がい児福祉計画（第1期）」に基づき、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討します。</li> </ul>

### 3 子ども・子育て環境の整備

- 第5章（38頁）を参照してください。

### 4 子育て家庭の社会的孤立の解消

事業等	内容	第2期の方針
①健康推進員活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 赤ちゃんが生まれた家庭に、“赤ちゃんおめでとうバック”を配布し、母子と関わりを持つ活動を行っています。</li> <li>● 参加者とのふれあいを深めていくことにより、地域で子育て家庭を支援する活動を展開しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も親子にとって身近な存在として活動する機会を増やし、地域とのつながりづくりを推進します。</li> <li>● 子どもを中心とした生活習慣病予防のための健康づくりの推進のため、学校への出前講座や啓発活動などに取り組みます</li> </ul>
②保育所の地域開放の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所の地域開放により、保育所に通う親子や家庭で子育てをしている親子がふれあう機会をつくっています。</li> <li>● 保育所の四季折々の行事に参加し、保護者のみならず、子ども同士の交流を深めることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の子育て支援拠点として保育士の専門性を生かしながら、在宅子育て家庭への支援や地域への情報発信を通じて、より良い子育て環境を推進します。</li> </ul>
③子ども・家庭支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・家庭支援センター内の屋内運動場や2階児童センター室は、0～18歳までの子どもや、その保護者が自由に遊べる場所となっています。</li> <li>● リズム遊び（毎週火曜日）や季節の行事の実施を通して、心と体の健康推進を図っています。</li> <li>● 体育館に遊具や卓球台があり、自由に遊べるようになっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、子ども達が心身ともに健康に育つため、健康増進に向けた取組を行います。</li> <li>● 義務教育修了後も、支援が必要な児童について、切れ目無く支援できるようセンター事業の拡充を図ります。</li> </ul>



## 5 子育てにかかる経済的負担の軽減

事業等	内容	第2期の方針
① 幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園や保育所などの利用料が無償となっています。</li> <li>● 0～2歳児クラス児童の保育料を市独自に一律4,500円/月減額しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等を利用者が無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。</li> <li>● 公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。</li> </ul>
② 中学校修了までの医療費の無料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 0歳から中学校修了までの全ての児童について、医療機関等で支払う医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成しています。県内医療機関については現物支給としています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの健康な発育を支援し、子育ての負担軽減と保健福祉の増進を図ります。</li> </ul>
③ インフルエンザ予防接種費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生後6月から中学3年生までの子どもインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、助成事業を継続実施します。</li> </ul>
④ 子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記のような経済的支援のほか、ひとり親家庭への各種手当等（児童扶養手当、医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付事業等）を実施しています。</li> <li>● ひとり親家庭には、子育てホームヘルプサービスの利用料、病児・病後児保育の利用料(市内料金)の半額助成制度があります。</li> <li>● 地域の子どもたちを対象に、市内で食事や学習支援など、団らんの場所を提供する「子どもの居場所づくり」事業を実施する団体に補助金を交付しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県の「香川県子どもの貧困対策推進計画」の方向性を踏まえつつ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な家庭への教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援の充実に努めます。</li> </ul>

## 子どもの貧困対策の推進の事業等メニュー（子どもの貧困対策計画）

### 【教育の支援】

事業等	内容	第2期の方針
① 子どもの居場所づくり事業	● 居場所づくりコーディネーターを配置し、地域の子どもの貧困課題に取り組むとともに、市内で定期的に子どもの居場所づくりを実施する団体への補助や支援を行います。	● 事業実施団体や実施場所の拡充を図ります。
② 子どもの学習・生活支援事業	● 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援・進路相談等を行う事業です。	● 学習支援は継続実施を図ります。 ● 生活支援は委託先を確保し、実施を図ります。

### 【生活の支援】

事業等	内容	第2期の方針
① 生活困窮者自立相談支援事業	● 生活困窮者に対して、相談支援を行う事業であり、市社会福祉協議会へ委託して実施します（ぜんつうじ生活自立相談支援センターつながるネット）。	● 今後も継続実施を図ります。
② 生活困窮者住宅確保給付金	● 離職者であって就労能力及び就労意欲がある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失する恐れのある方を対象として住宅費相当額を支給するとともに、就労支援を実施します。	● 今後も継続実施を図ります。
【再掲】 ③ 子どもの居場所づくり事業	● 居場所づくりコーディネーターを配置し、地域の子どもの貧困課題に取り組むとともに、市内で定期的に子ども食堂などの子どもの居場所づくりを実施する団体への補助や支援を行います。	● 事業実施団体や実施場所の拡充を図ります。
【再掲】 ④ 子どもの学習・生活支援事業	● 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援・進路相談等を行う事業です。	● 学習支援は継続実施を図ります。 ● 生活支援は委託先を確保し、実施を図ります。

**【保護者の就労支援】**

事業等	内容	第2期の方針
① 就労支援員や母子・父子自立支援員による就労相談	● ハローワークと連携し出張就職相談等を実施し、自立に向けた支援を行います。	● 今後も相談会の回数等、相談支援の拡充を図ります。
② ひとり親家庭自立支援教育訓練給付事業	● ひとり親の経済的自立のための資格取得に対して、給付金を支給します。	● 今後も継続実施を図ります。
③ 生活困窮者就労準備支援事業	● 生活リズムが崩れたり、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備を支援する事業で、事業委託をして実施します。	● 今後も継続実施を図ります。

**【経済的支援（前々頁掲載事業以外）】**

事業等	内容	第2期の方針
① 未熟児療育医療費助成	● 未熟児の療育医療費について、医療保険各法による医療の給付優先後の自己負担分に対して助成します。	● 今後も継続実施を図ります。
② 就学援助費	● 経済的理由により義務教育を受けることが困難と認められる児童の保護者に対して、就学に必要な経費を支給します。 ● 対象者は要保護児童・生徒（生活保護世帯に属する児童・生徒）及び準要保護児童・生徒（「善通寺市就学援助費支給要綱」の規定に基づき認定を受けた児童・生徒）です。	● 今後も継続実施を図ります。
③ 特別支援教育就学援助費	● 特別支援学級等へ就学する児童・生徒の保護者の、経済負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	● 今後も継続実施を図ります。
④ 入学支度資金給付費	● 高校に進学する準要保護生徒の家庭の経済負担を軽減するため、入学支度資金を交付します。	● 今後も継続実施を図ります。
⑤ 入学金給付費	● 高校に進学する要保護生徒及び準要保護生徒の家庭の経済負担を軽減するため、入学金相当額及び入学金の一部を交付します。	● 今後も継続実施を図ります。

## 6 子どもの安全の確保や子育てに関する理解の促進

事業等	内容	第2期の方針
<p>① 防災に関する取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所や幼稚園にA E D（心停止状態の心臓に対して電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器）、避難車の配備などを行い、保育所の防災機能の強化に取り組んでいます。</li> <li>● 防災の取組として、保育所や幼稚園、各学校、スタディーアフタースクール（学童保育/預かり保育）において避難訓練を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 善通寺市地域防災計画に基づき、避難訓練をはじめ災害時の情報収集・外部との連絡方法、安全確保などについて各関係機関との連携を図ります。</li> </ul>
<p>② 防犯に関する取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会が地域における夜間の事故や犯罪を防止し、安全で住みよい街づくりのために自主的に設置する防犯灯を対象に、新規設置や既設防犯灯の器具取替えに要する費用の一部を補助しています。</li> <li>● 学校において、香川県警の協力により、不審者への対応等について学ぶ、子ども防犯教室を開催しています。</li> <li>● 通学路を中心に市内全域に防犯カメラを94基設置し、子どもの安全に努めています。</li> <li>● 幼稚園・保育所に防犯カメラを設置しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもたちが犯罪被害に遭わないよう、良好な治安や交通安全の確保、地域の防犯力向上のため、防犯対策のさらなる強化に取り組めます。</li> </ul>

事業等	内容	第2期の方針
<p>③子育てに対する周囲の協力理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な働き方の実現をめざし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関連する各種パンフレット等を商工会議所を通じて企業に配布しています。</li> <li>● 「生活協同組合コープかがわとの包括連携協力に関する協定」により子育て支援を目的に「はじめてワクワクむぎゅ〜BOX」を新生児の家庭に届けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会議所と連携し、事業所を対象にワークライフバランス推進及び女性活躍推進に関する啓発を行います。</li> <li>● 上記内容の講演会を事業所等を対象に開催※することで、子育てに対する周囲の協力、理解の促進に努めます。</li> </ul> <p>※瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会による開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業との連携により、子育て世帯の見守りや支援体制を強化します。</li> </ul>

## 7 心の通った子どもの育成

事業等	内容	第2期の方針
①思春期保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助産師が小・中学校に出向き、思春期における性教育を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校と連携しながら、性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● 男女が協力して家庭を築いていくことの大切さや子どもを産み育てることの意義について意識の醸成を図ります。</li> <li>● 思春期保健に関する学校や学校外での相談体制の拡充に努めます。</li> </ul>
②一人ひとりに応じた学力向上への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各小中学校においては、児童生徒一人ひとりに目標を持たせ、定期的に自ら定着状況を振り返らせるとともに、個に応じた指導を通じて、基礎学力の向上に努めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人ひとりに応じたきめ細やかな指導等により、学ぶ意欲の向上と確かな学力を育成します。</li> <li>● 個々のつまずきを把握し、それに応じた課題を準備するなどの立ち返り学習も大切にします。</li> <li>● 土曜学習においても、これからの時代に必要となる資質・能力の育成を図ります。</li> <li>● 主体的・対話的で深い学びのある学習活動を実践するとともに、県や国が実施する学習状況調査等の結果を踏まえた指導方法の工夫・改善に努めます。</li> </ul>
③家庭での子育て、教育に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て・子育てにおいては、家庭における教育の重要性が高まっていることから、家庭での子育て・教育に関する保育所・幼稚園、学校からの情報を家庭に発信しています。</li> <li>● 学校では、学年保護者会や三者懇談会（担任・保護者・本人）を通じて、学校教育に関する考え方や、家庭での状況把握などを意見交換し、学校・家庭での役割の共有を図っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭の子育てや教育に関する情報を、保育所・幼稚園や学校を通じて積極的に発信し、家庭での子育て・教育力の向上や親育て・親育ちの機会づくりにも努めます。</li> <li>● 幼児期の児童や小中学生からの生活習慣づくりについても重要となっているため、家庭と共有できるよう普及・啓発に取り組みます。</li> </ul>

## 8 次代の親の育成

事業等	内容	第2期の方針
① 中学生・高校生等と乳幼児とのふれあい促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学生・高校生と乳幼児とが、ふれあう機会を設けています。</li> <li>● 高校生が授業の一環として乳幼児相談等の母子保健事業を体験しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学生・高校生と乳幼児とが、継続してふれあうことのできる機会をつくり、子育てについての意識付けが全市的に広がるように取り組みます。</li> </ul>
② 高齢者、若者（学生）などとの世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 季節の行事に高齢者や四国学院大学の学生が参加することで、乳幼児やその親との交流を図っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後予測される超高齢化社会における高齢者の介護予防の取組みのひとつとして、高齢者と子どもが交流しふれあう場を引き続き提供します。</li> </ul>
③ 地域ぐるみの子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の子ども課を中心に、保育所や幼稚園、学校、医療機関、NPO・ボランティア団体など、さまざまな関係機関や関係団体の連携・協力により、子育て支援に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源に関する情報提供とともに、地域や各団体の目的に応じた支援に努めます。</li> </ul>
④ 定住に向けた子育て分野の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援の情報については、広報やホームページに掲載し、市内外の方々が、より深く善通寺市の子育て関連の取組について理解できるよう情報発信に努めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定住促進のための情報発信に注力するとともに、移住・定住者の声を移住希望者に届ける仕組みなども検討します。</li> </ul>

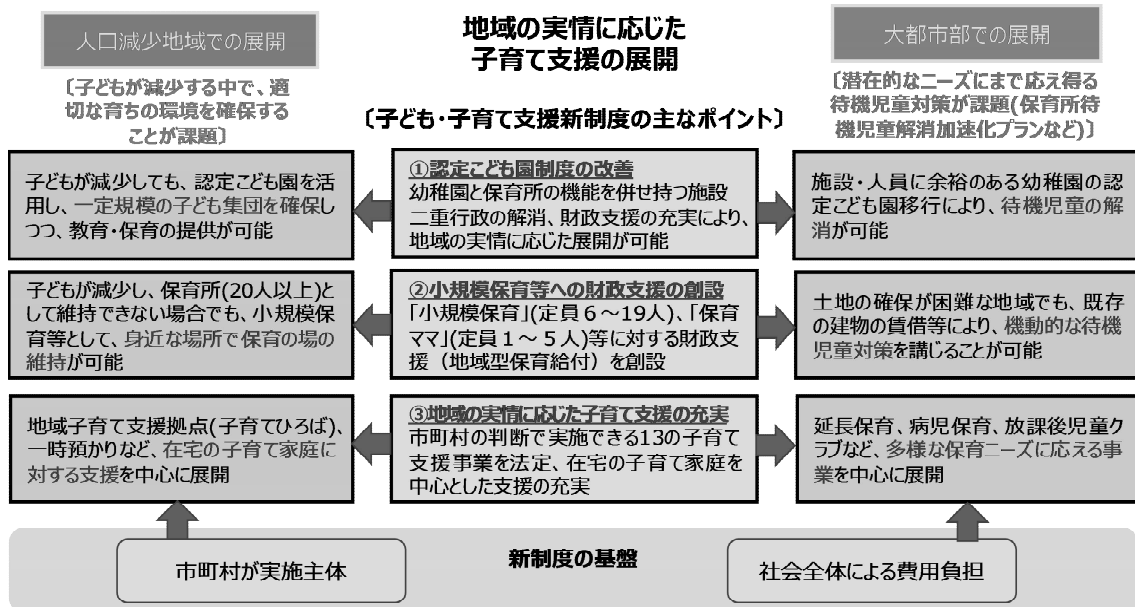
# 第5章 子ども・子育て環境の整備

## 1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、平成 27 年 4 月に本格施行されました。

この関連 3 法は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的に、制度、財源を一元化して、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を新しい仕組みにおいて総合的に推進していくものです。

### ■ 子ども・子育て支援新制度の概要



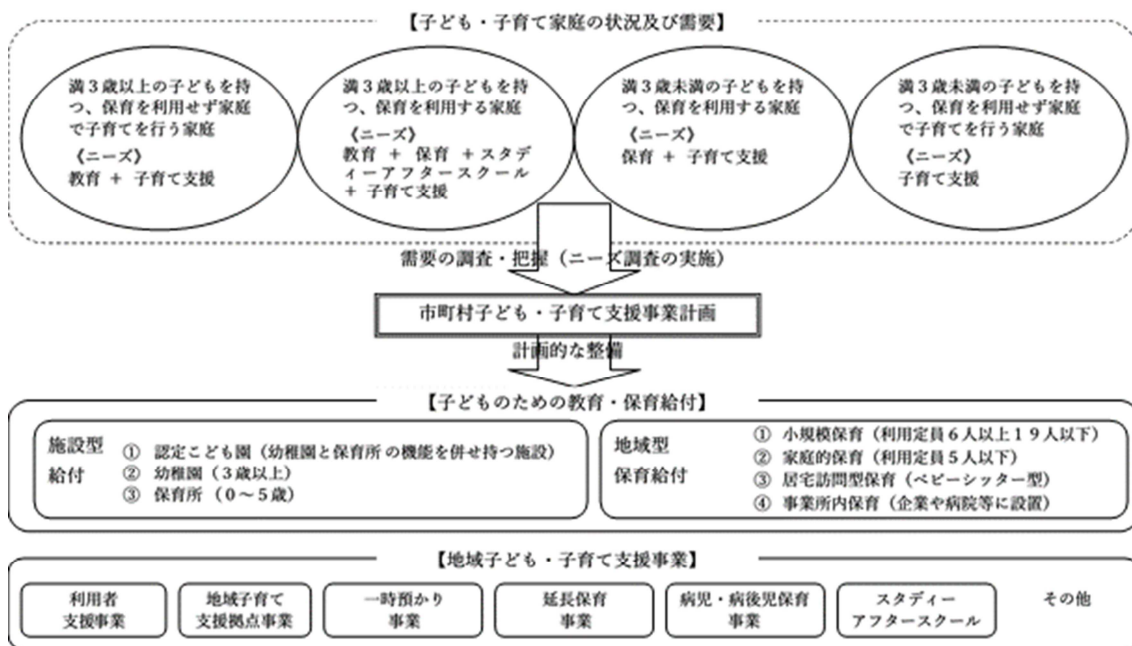
出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」



## (1) 子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援新制度は、大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれています。

### ■ 子ども・子育て支援新制度の全体像



出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

#### 「子ども・子育て支援給付」とは・・・

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。また、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

#### 「地域子ども・子育て支援事業」とは・・・

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

## (2) 保育認定について（保育の必要性の認定について）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用等）に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は以下の3つの区分となります。（認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます。）

### ■ 3つの認定区分

#### **1号認定** 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **主な利用先** 幼稚園、認定こども園

#### **2号認定** 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **主な利用先** 保育所、認定こども園、認可外保育施設

#### **3号認定** 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **主な利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設

※上記は新制度の概要であり、全国的な制度内容、区分となっています。

※令和元年10月現在、本市には認定こども園はありません。

## 2 教育・保育提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育）、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の区域については、いずれも第1期計画の区域設定を継承し、全市1区域とします。

### ■ 3つの認定区分

No.	事業区分	区域設定
1	教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）	全市
2	地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育）	
3	地域子ども・子育て支援事業（13事業）	

### 3 各年度における教育・保育等の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

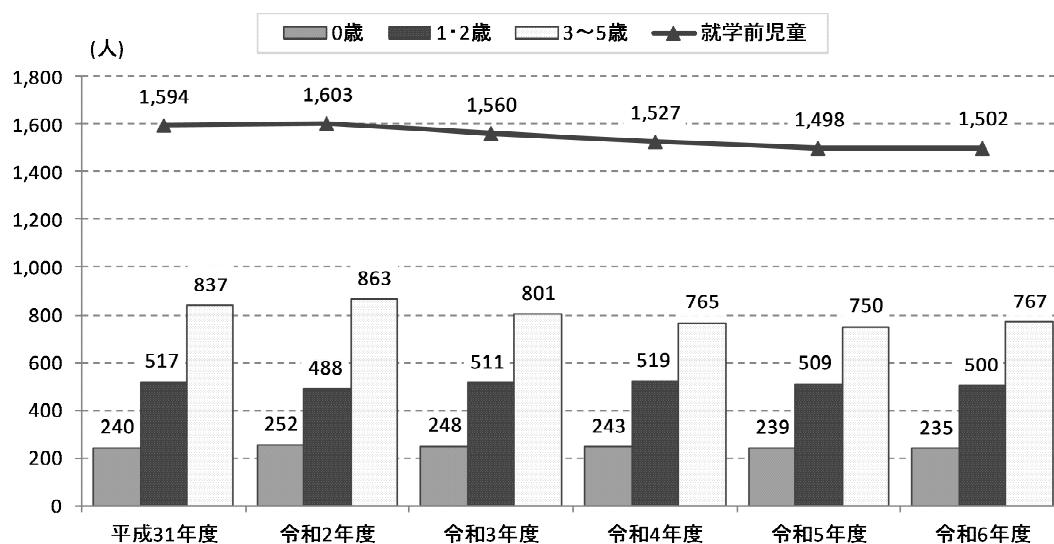
#### (1) 推計児童数

平成27年～平成31年（各年4月1日現在）の男女別各歳別人口を基に、コーホートセンサス変化率法により人口推計を行いました。

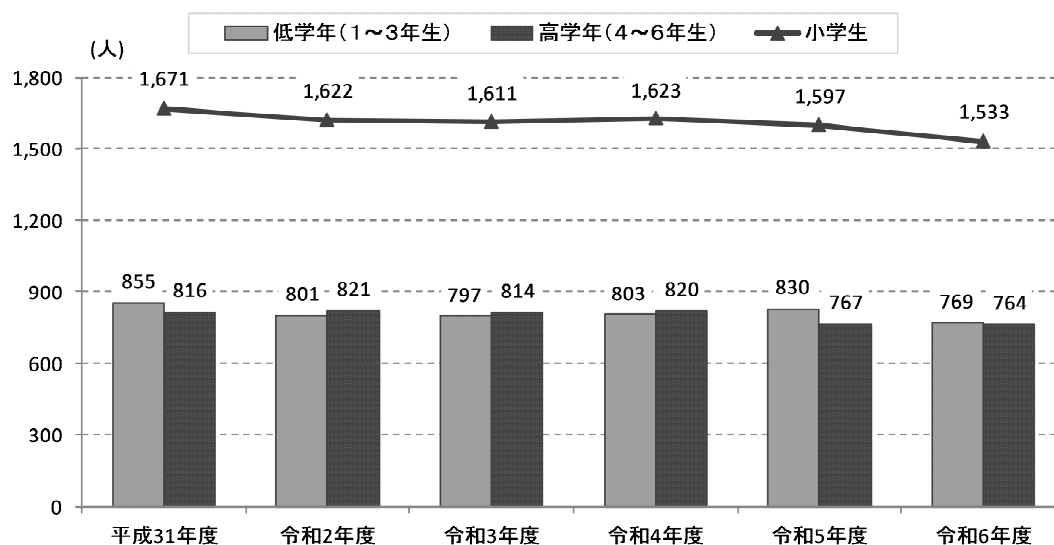
就学前児童は減少傾向で推移し、令和2年度1,603人から令和6年度1,502人と5年間で101人減少する見込みとなっています。

小学生についても減少傾向で推移し、令和2年度1,622人から令和6年度1,533人と5年間で89人減少する見込みとなっています。

#### ■就学前児童の人口推計



#### ■小学生の人口推計



## (2) 教育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

### 【事業概要及び実績】

公立幼稚園 8 か所（中央幼稚園、東部幼稚園、西部幼稚園、南部幼稚園、竜川幼稚園、与北幼稚園、筆岡幼稚園、吉原幼稚園）、私立幼稚園 1 か所（善通寺聖母幼稚園）で幼児期の教育を実施しており、幼稚園利用者数は平成 30 年度実績で 656 人となっています。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度 (見込み)
幼稚園等利用者	683	690	621	656	660
1 号（3 歳以上）	279	282	254	268	270
2 号教育（3 歳以上）	404	408	367	388	390
人口（3 歳以上）	874	876	835	841	837
利用率（1 号）	31.9%	32.2%	30.4%	31.9%	32.3%
利用率（2 号）	46.2%	46.6%	44.0%	46.1%	46.6%

### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、実績利用率（利用児童数／児童人口）の平均値に、人口推計結果を乗じた値に、幼児教育・保育の無償化の影響を加味して算出しました。

#### ■量の見込み等

単位：（人）

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	631	585	559	548	560
1 号（3 歳以上）	274	254	243	238	243
2 号教育（3 歳以上）	357	331	316	310	317
推計人口（3 歳以上）	863	801	765	750	767
利用率（1 号）	31.7%	31.7%	31.8%	31.7%	31.7%
利用率（2 号）	41.4%	41.3%	41.3%	41.3%	41.3%
②確保量 (幼稚園・認定こども園)	740	740	740	740	740
過不足（②－①）	109	155	181	192	180

### 【確保方策】

第 2 期計画期間の供給体制としては、公立幼稚園 8 か所（中央幼稚園、東部幼稚園、西部幼稚園、南部幼稚園、竜川幼稚園、与北幼稚園、筆岡幼稚園、吉原幼稚園）、私立幼稚園 1 か所（善通寺聖母幼稚園）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

### (3) 保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

#### 【事業概要及び実績】

公立保育所 2 箇所（善通寺保育所、竜川保育所）、私立保育所 4 箇所（吉原保育所、カナン子育てプラザ 21、南部保育所、のぞみ保育園）、地域型保育事業所 1 箇所（ポエム保育園）、企業主導型保育事業所 1 箇所（わくわくチャイルド）で実施しており、保育所等利用者数は平成 30 年度実績で 583 人となっています。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度 (見込み)
保育所等利用者	562	570	599	583	595
3 号 (0 歳)	88	88	79	76	95
3 号 (1・2 歳)	301	306	345	339	315
2 号 (3 歳以上)	173	176	175	168	185
0 歳人口 利用率	273 32.2%	284 31.0%	266 29.7%	248 30.6%	240 39.6%
1・2 歳人口 利用率	526 57.2%	553 55.3%	602 57.3%	570 59.5%	517 60.9%
3 歳以上人口 利用率	874 19.8%	876 20.1%	835 21.0%	841 20.0%	837 22.1%

#### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、実績利用率（利用児童数／児童人口）の平均値に、人口推計結果を乗じた値に、幼児教育・保育の無償化の影響を加味して算出しました。

#### ■量の見込み等

単位：（人）

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	582	580	572	561	560
3 号 (0 歳)	82	81	79	78	77
3 号 (1・2 歳)	283	297	301	295	290
2 号 (3 歳以上)	217	202	192	188	193
推計 0 歳人口 利用率	252 32.5%	248 32.7%	243 32.5%	239 32.6%	235 32.8%
推計 1・2 歳人口 利用率	488 58.0%	511 58.1%	519 58.0%	509 58.0%	500 58.0%
推計 3 歳以上人口 利用率	863 25.1%	801 25.2%	765 25.1%	750 25.1%	767 25.2%
②確保量（保育所・認定 こども園・地域型保育・認 可外保育施設）	582	582	582	582	582
3 号 (0 歳)	82	81	79	78	77
3 号 (1・2 歳)	283	297	301	295	290
2 号 (3 歳以上)	217	204	202	209	215
過不足 (②－①)	0	2	10	21	22

## 【確保方策】

第2期計画期間の供給体制としては、公立保育所2か所（善通寺保育所、竜川保育所）、私立保育所4か所（吉原保育所、カナン子育てプラザ21、南部保育所、のぞみ保育園）、地域型保育事業所1か所（ポエム保育園）、企業主導型保育事業所1か所（わくわくチャイルド）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

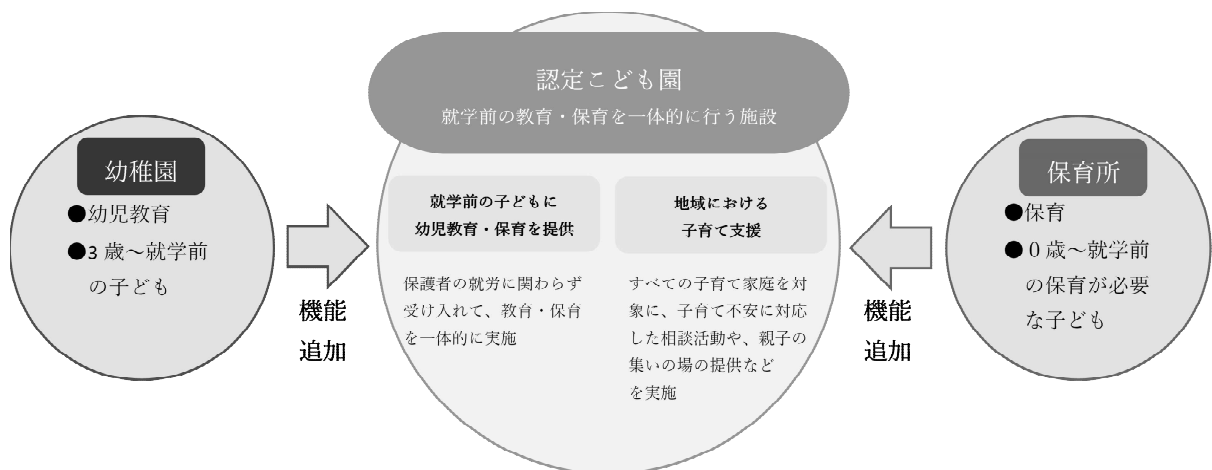
また、令和2年度以降に一部の「保育所」を「幼保連携型認定こども園<sup>\*</sup>」に移行することを検討します。

## ～認定こども園とは～

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が「働いている」「働いていない」に関わらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育ての支援を行う機能

幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設です。



#### (4) 地域子ども・子育て支援事業の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

##### ①延長保育事業

###### 【事業概要及び実績】

公立保育所 2 か所（善通寺保育所、竜川保育所）、私立保育所 4 か所（吉原保育所、カナン子育てプラザ 21、南部保育所、のぞみ保育園）で実施しており、平成 30 年度実績は 114 人となっています。

###### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度 (見込み)
利用者数	235	66	116	114	113
人口（0～5 歳）	1,673	1,713	1,703	1,659	1,594
利用率	14.0%	3.9%	6.8%	6.9%	7.1%

###### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、平成 30 年度の実績利用率（利用児童数／児童人口）に、人口推計結果を乗じ、幼児教育・保育の無償化の影響を加味（教育⇒保育ニーズへ移行）して算出しました。

###### ■量の見込み等

単位：（人）

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	121	118	116	113	113
推計人口（0～5 歳）	1,603	1,560	1,527	1,498	1,502
利用率	7.5%	7.6%	7.6%	7.5%	7.5%
②確保量	121	118	116	113	113
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

###### 【確保方策】

第 2 期計画期間の供給体制としては、公立保育所 2 か所（善通寺保育所、竜川保育所）、私立保育所 4 か所（吉原保育所、カナン子育てプラザ 21、南部保育所、のぞみ保育園）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

見込み量に対する供給体制は十分確保できていますが、引き続き、今後の需要をみながら提供体制を確保するものとします。

## ②スタディーアフタースクール（放課後児童健全育成事業）

### 【事業概要及び実績】

各幼稚園（一部は小学校）で実施しており、平成30年度実績は648人となっています。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
在籍児童数	550	581	582	648	645
低学年	443	439	428	476	474
1年生	179	171	167	175	175
2年生	150	144	145	163	163
3年生	114	124	116	138	136
高学年	107	142	154	172	171
4年生	74	86	78	96	96
5年生	29	40	51	53	53
6年生	4	16	25	23	22
人口（6～8歳）	888	856	845	844	855
利用率（6～8歳）	49.9%	51.3%	50.7%	56.4%	55.4%
人口（9～11歳）	810	812	823	846	816
利用率（9～11歳）	13.2%	17.5%	18.7%	20.3%	21.0%

### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、平成30年度の学年別利用率（利用児童数／児童人口）に、人口推計結果を乗じて算出し、スタディーアフタースクール条例の改正による影響を加味して見込んでいます。

#### ■量の見込み等

単位：（人）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 量の見込み	585	585	584	584	558
低学年	428	426	431	443	410
1年生	138	165	157	153	131
2年生	143	127	154	145	142
3年生	147	134	120	145	137
高学年	157	159	153	141	148
4年生	89	89	81	72	87
5年生	45	50	50	47	41
6年生	23	20	22	22	20
推計人口（6～8歳）	801	797	803	830	769
利用率（6～8歳）	53.4%	53.5%	53.7%	53.4%	53.3%
推計人口（9～11歳）	821	814	820	767	764
利用率（9～11歳）	19.1%	19.5%	18.7%	18.4%	19.4%
②確保量	585	585	584	584	558
過不足（②－①）	0	0	0	0	0



**【確保方策】**

第2期計画期間の供給体制としては、既存の各幼稚園（一部は小学校）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

**③子育て短期支援事業（ショートステイ）****【事業概要及び実績】**

2か所（乳児院神愛館、児童養護施設亀山学園）で実施しており、平成30年度の利用実績はありません。

**■実績値（各年度末実績）**

単位：（人）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
利用者数	0	0	0	0	1

**【量の見込み及び確保量】**

量の見込みは、児童虐待相談等から保護者の育児疲れや育児不安などの事由により、本事業の活用が想定されることから、1人日/年を見込みます。

**■量の見込み等**

単位：（人日/年）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

**【確保方策】**

第2期計画期間の供給体制としては、2か所（乳児院神愛館、児童養護施設亀山学園）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

#### ④地域子育て支援拠点事業

##### 【事業概要及び実績】

5か所（地域子育て支援センターかるがも、吉原地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センターコアランド、子育て広場くすくす、子夢の家）で実施しており、平成30年度実績は2,710人回／月となっています。

##### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人回／月）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
延利用者数	2,590	2,797	2,821	2,710	2,700
人口（0～5歳）	1,673	1,713	1,703	1,659	1,594

##### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、平成30年度の利用率（平成30年度末実績／平成30年4月1日現在人口）を用いて算出しました。

##### ■量の見込み等

単位：（人回／月）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	2,619	2,548	2,494	2,447	2,454
推計人口（0～5歳）	1,603	1,560	1,527	1,498	1,502
②確保量	2,619	2,548	2,494	2,447	2,454
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

##### 【確保方策】

第2期計画期間の供給体制としては、5か所（地域子育て支援センターかるがも、吉原地域子育て支援センター、南部地域子育て支援センターコアランド、子育て広場くすくす、子夢の家）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

積極的に事業の周知や情報提供を図り、利用者を増やすよう努めます。

### ⑤一時預かり事業（幼稚園型）

#### 【事業概要及び実績】

スタディーアフタースクールとして、現在、各幼稚園で実施しており、平成30年度実績は1号・2号合わせて53,548人日／年となっています。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人日／月）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
延利用者数	57,808	55,006	51,872	53,548	53,328
人口（3～5歳）	874	876	835	841	837

※普通寺聖母幼稚園が実施している一時預かり事業は、実績値には含んでいません。

#### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、過去の実績利用率（利用児童数／児童人口）に、人口推計結果を乗じ、幼児教育・保育の無償化及びスタディーアフタースクール条例の改正の影響を加味（教育⇒保育ニーズへ移行）して算出しました。なお、第2期計画期間より、普通寺聖母幼稚園で実施している一時預かり事業も量の見込みに含むこととします。

#### ■量の見込み等

単位：（人日／月）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み※	52,707	48,920	46,721	45,805	46,843
1号による利用	475	441	421	413	421
2号による利用	52,232	48,479	46,300	45,392	46,422
推計人口(3～5歳)	863	801	765	750	767
②確保量	52,707	48,920	46,721	45,805	46,843
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

※①量の見込み中、1号による利用は「幼稚園一時預かり事業」、2号による利用は幼稚園スタディーアフタースクール

#### 【確保方策】

第2期計画期間の供給体制としては、各幼稚園において、必要量は確保できる見込みとなっています。

幼児教育・保育の無償化導入後の動向を注視しつつ、必要な供給体制の確保に努めます。

## ⑥一時預かり事業（幼稚園型以外）

### 【事業概要及び実績】

保育所の一時的保育が2か所（カナン子育てプラザ21、吉原保育所）、子育てホームヘルプサービスが1か所（コーディネート：カナン子育てプラザ21）で実施しており、平成30年度実績は501人日／年となっています。

※南部保育所、わくわくチャイルドは自主事業として、一時預かり事業を実施

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人日／月）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
延利用者数	830	1,310	747	501	520
人口（0～5歳）	1,673	1,713	1,703	1,659	1,594

### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、平成30年度の実績利用率（利用児童数／児童人口）に、人口推計結果を乗じ、幼児教育・保育の無償化の影響を加味（教育⇒保育コースへ移行）して算出しました。

#### ■量の見込み等

単位：（人日／月）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	532	518	507	497	499
推計人口（0～5歳）	1,603	1,560	1,527	1,498	1,502
②確保量	532	518	507	497	499
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

第2期計画期間の供給体制としては、保育所4か所（カナン子育てプラザ21、吉原保育所、南部保育所、わくわくチャイルド）、子育てホームヘルプサービスが1か所において、必要量は確保できる見込みとなっています。

幼児教育・保育の無償化導入後の動向を注視しつつ、必要な供給体制の確保に努めます。

## ⑦病児・病後児保育事業

### 【事業概要及び実績】

2か所（にしかわクリニック病児保育室「げんきになあれ」、カナン子育てプラザ 21 病児保育室「らっこ」）で実施しており、平成 30 年度実績は 294 人日／年となっています。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人日／月）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度 (見込み)
延利用者数	310	223	270	294	331
人口（0～5歳）	1,673	1,713	1,703	1,659	1,594

### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、過去の実績利用率（利用児童数／児童人口）の平均値に、人口推計結果を乗じて算出しました。

#### ■量の見込み等

単位：（人日／月）

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	261	254	249	244	245
推計人口（0～5歳）	1,603	1,560	1,527	1,498	1,502
②確保量	261	254	249	244	245
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

第 2 期計画期間の供給体制としては、2か所（にしかわクリニック病児保育室「げんきになあれ」、カナン子育てプラザ 21 病児保育室「らっこ」）において、必要量は確保できる見込みとなっています。

## ⑧子育てホームヘルプサービス

### 【事業概要及び実績】

善通寺市民の小学3年生までの就学児童をもつ保護者のうち、一時的に育児及び家事援助を必要とする保護者のいる家庭に対して、子育てホームヘルパーを派遣するサービスです。

子育てホームヘルプサービスは、ファミリー・サポート・センター事業、養育支援訪問事業に該当する市の事業です。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人日／月）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
延利用者数	28	67	24	6	20
人口（6～8歳）	888	856	845	844	855

### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、過去の実績利用率（利用児童数／児童人口）の平均値に、人口推計結果を乗じて算出しました。

#### ■量の見込み等

単位：（人日／月）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	30	29	30	31	28
推計人口（6～8歳）	801	797	803	830	769
②確保量	30	29	30	31	28
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

第2期計画期間の供給体制としては、現在の体制において、必要量は確保できる見込みとなっています。

事業について周知・広報を行うとともに、保護者への利便性の向上につなげます。

## ⑨利用者支援事業

### 【事業概要及び実績】

善通寺市子ども・家庭支援センターにおいて、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援サービスなどから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や個別相談・援助を行っています。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人日／月）

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
実施箇所数	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、既存の基本型及び母子保健型の1か所を今後も維持します。

#### ■量の見込み等

単位：（人日／月）

		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保量		2	2	2	2	2

### 【確保方策】

第2期計画期間の供給体制としては、現在の体制において、市民がより一層相談・利用しやすいような事業を実施します。

## ⑩妊婦健診事業

### 【事業概要及び実績】

妊婦の健康の保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図り、健康管理の向上に寄与することを目的に、県内の医療機関で14回定期健診が受診できます。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
利用者数	277	229	276	244	240
人口（0～5歳）	273	284	266	248	240
利用率	101.5%	80.6%	103.8%	98.4%	100.0%

※令和元年度（見込み）はP1人口推計結果、平成31年0歳の数を引用しています。

### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、0歳の推計人口を利用者数として算出しました。

#### ■量の見込み等

単位：（人）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	252	248	243	239	235
推計人口（0歳）	252	248	243	239	235
利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
②確保量	252	248	243	239	235
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

第2期計画期間の供給体制としては、今後も一般社団法人香川県医師会及び一般社団法人香川県助産師会に委託して実施します。



## ⑪乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要及び実績】

子育て家庭の孤立を防ぐために、乳児のいるすべての居宅を訪問し、子育てに関する情報提供や必要なサービスを提供することにより、子どもの健全な育成環境整備を図っています。

#### ■実績値（各年度末実績）

単位：（人）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 (見込み)
利用者数	313	254	232	247	240
人口（0～5歳）	273	284	266	248	240
利用率	114.7%	89.4%	87.2%	99.6%	100.0%

※令和元年度（見込み）はP1人口推計結果、平成31年0歳の数を引用しています。

### 【量の見込み及び確保量】

量の見込みは、0歳の推計人口を利用者数として算出しました。

#### ■量の見込み等

単位：（人）

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	252	248	243	239	235
推計人口（0歳）	252	248	243	239	235
利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
②確保量	252	248	243	239	235
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

第2期計画期間の供給体制としては、今後も助産師又は保健師による訪問体制を維持します。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要及び実績】

生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

### 【実施方針】

幼児教育・保育の無償化に伴い、事業対象者等が変更されたことを踏まえつつ、給付対象者の適切な把握と円滑な給付に努めます。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業概要及び実績】

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

また、私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

### 【実施方針】

事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。

---

## 4 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制等

---

### ① 5歳児健診実施からのフォロー体制の構築

5歳児健診を実施しており、小学校就学に向けて子どもの成長発達についての相談や、子どもとの関わりを保護者が振り返る機会にもつなげており、必要な場合には、保護者へのフォローやアフターケアにも努めています。

また、子ども課において、そうした情報を保育所、幼稚園、小学校と共有し、連携にも取り組んでいます。

### ② 幼稚園、保育所と小学校との円滑な接続・連携

幼稚園と小学校では、交流体験の機会を設けるなど、幼児期の教育と小学校との連携がなされています。

また、保育所においては、入所している児童の希望する小学校に関する名簿情報等を共有しています。今後も幼児期の教育・保育から小学校への接続がスムーズにいくよう取り組んでいきます。

---

## 5 外国につながる幼児への支援・配慮

---

本市は、国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を把握しつつ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援として、次の方策を検討します。

### 【具体策】

- 就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- 教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等を対象に、外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施を検討します。
- 保育所が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）、外国籍の保護者が多くいる保育所における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）等の活用を必要に応じて検討します。
- 外国籍の保護者の社会的孤立を解消するため、外国籍の保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場の確保に努めます。

---

## 6 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

---

本市は、公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。

また、保育人材の確保及び定着支援にあたり、国の保育士確保、離職防止のための補助事業となっている、就職説明会の開催やICT化推進事業、事故防止推進事業、保育補助者雇上強化事業等についても、教育・保育の質の確保と保育士等の働き方の効率化のために活用を支援します。

# 第6章 推進体制

---

## 1 計画の推進に向けて

---

### (1) 市民や関係団体との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、引き続き、市民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を推進・調整していくとともに、家庭・地域・事業者・学校・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

### (2) 地域の人材確保と連携

国籍や障がいの有無に関わらず、市民の子育てに対するさまざまなニーズに対応していくため、保育士、教員などの子育てに関わる専門職員だけでなく、引き続き、大学機関との連携やボランティア育成など、地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

また、元気な高齢者を活用した世代間交流や引きこもり対策を実施し、社会に順応できる人材の育成に努めます。

### (3) 国や県との連携、広域的な調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の教育・保育施設とともに、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

そのなかで、保育所や病児・病後児保育事業の広域利用、障がい児やひとり親家庭への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県、国と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

---

## 2 計画の進捗管理・評価等

---

本計画の推進にあたっては、第1期計画期間から引き続き、子ども・子育て支援会議において、計画の実現に向けた進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画-実施-評価-改善検討）による効率的な行政運営に努めます。

また、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心を持ち、市民をはじめ地域や関係機関など社会全体での連携が必要不可欠であるため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市のホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

---

## 3 家庭、地域、事業者の役割

---

### (1) 家庭において

---

#### 基本的な生活習慣を定着させましょう

---

- 早寝、早起き等、生活のリズムをつけましょう。
- 規則正しい食習慣とバランスのよい食事をこころがけましょう。
- テレビを見たりゲームをすることを控え、外で友だちと遊ぶ時間をとらせましょう。

---

#### 子どもの自立心を育てましょう

---

- 子どもに過剰な期待や干渉をせず、子どもの話をよく聞きましょう。
- 子どもの興味や関心を大切に、意欲を伸ばしましょう。
- 子どもの人権を尊重し、「自分自身が大切にされている」と実感できるようにしましょう。

---

#### 子どもに社会のルールを身につけさせましょう

---

- 間違ったことをした場合には、しっかり教えましょう。
- 家庭や社会のルールについて、子どもと話し合しましょう。
- 自分の行動に責任があることに気づかせましょう。

---

#### 家庭を大切に、協力して子育てをしましょう

---

- 家族みんなが、お互いを信頼し、協力して子育てをしましょう。
- 家族があいさつを交わす習慣をつくりましょう。

---

#### 子どもの成長に応じた接し方をしましょう

---

- 乳児期は、親子のふれあいを大切に、基本的信頼感を育むように努めましょう。
- 幼児期は、好奇心を発揮させて自分の力で挑戦させましょう。
- 学童期は、異年齢を含め友だちと一緒に遊ぶ機会を多く持たせましょう。
- いじめ、不登校や引きこもりなど、子どもが直面する心の問題に寄り添いましょう。

---

#### 子育てを前向きにとらえましょう

---

- 学校や地域の行事になるべく参加し、子育て仲間を作りましょう。
- 子育てに関する情報を積極的に集め、友だちや仲間に広めましょう。
- ストレスを感じたら、心身のリフレッシュをしましょう。
- 子育てについて悩みや不安を感じたら、身近な相談窓口を活用しましょう。

## (2) 地域において

---

### 子どもをあたたく見守りましょう

---

- 他人の子でもなるべく声をかけ、必要なときは注意しましょう。
- 子どもの安全に注意し、事故の危険があるときは親に、虐待のおそれがあるときは市役所や児童相談所等に連絡しましょう。
- 地域の伝統文化や行事を子どもたちに伝えましょう。

---

### 子どもの居場所をつくりましょう

---

- 乳幼児を連れた親子が気軽に集まれるようにしましょう。
- 子どもの意見を聞きながら、子どもをいろいろな活動に参加させましょう。
- 中学生・高校生が参加しやすい地域のイベントを行いましょう。
- 安心・安全な遊び場を確保しましょう。

---

### 地域で人のつながりを深めましょう

---

- 元気な高齢者とふれあう機会を増やし、世代間交流を行いましょう。
- 地域の行事に、なるべく多くの人が集まるようにしましょう。
- 近所同士で、お互い積極的にあいさつを交わしましょう。

## (3) 事業者において

---

### 子育てしやすい職場環境をつくりましょう

---

- 事業主として次世代育成支援行動計画を策定しましょう。
- 子どもが病気のときや参観日等に従業員が休暇をとりやすくするために、半日有給休暇等を取り入れるなどの子育てへの協力・理解をしましょう。
- 週1日、ノー残業デーを設けるなど、定時帰宅できる環境をつくりましょう。

---

### 職場見学や体験学習を受け入れましょう

---

- 働く親の姿を、子どもたちに見せる機会をつくりましょう。
- 中学生・高校生の職場体験を積極的に受け入れましょう。
- 学校からの講師派遣依頼等に協力しましょう。

---

### 地域との関わりを深めましょう

---

- 地域の子どもに関心を持ちましょう。
- 地域について理解し、地域の行事に積極的に協力しましょう。
- 安全パトロールへの参加等、地域の一員として活動に参加しましょう。

## 参考資料

---

1 策定経過

---

---

2 善通寺市子ども・子育て支援会議条例

---

---

3 善通寺市子ども・子育て支援会議委員名簿

---



---

**第2期善通寺市子ども・子育て支援事業計画（案）（令和2年度～令和6年度）**

**令和2年1月 善通寺市 子ども課**

**T E L : 0877-63-6365**

**F A X : 0877-63-6372**

---